東京税理士会日本橋支部

貸付金債権の相続財産該当性を検証する

東京税理士会日本橋支部 税理士 守田 啓一

# 目次

第	1	章	判決	·栽決
ਨਾ		#	TJI	334 <i>1</i> /\

I.貸付金債権に評価についての通達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Ⅱ.福岡地裁判決(原則的判断)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Ⅲ.債務超過に該当するか否かの判断(宅地の評価:棄却)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Ⅳ.債務超過に対する判断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
V.相続開始後に訴訟上の和解があった場合(棄却)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
VI.相続開始後の解散(棄却)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
VII.相続開始後の営業譲渡(一部取消し)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
<b>™</b> .相続開始後の裁判上の和解(棄却)····································
IX.個人(息子)に対する貸付金(一部取消し)・・・・・・・・・・・・・・・・2
X. 著しい債務超過
その 1 債務者は個人(一部取消し)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
その 2 個人(H)の対する貸付金債権(評価額は 0 円)・・・・・・・・・・・2
XI.回収が著しく困難な状況を認めた裁決(更正の請求が認められた)・・・・・・・2
XII. そもそも貸付金は存在しないとした裁決・・・・・・・・・・・・3
XⅢ. 債権の売買(棄却)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
第 2 章 <b>債務免除</b>
I.同族会社の株主である被相続人が生前会社に対して行った債務免除(一部取消
L)3
Ⅱ.相続開始後に行われた債務免除等(棄却)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第3章 取得時効
I. 更正の請求/基礎となった事実関係に関する判決等(取得時効:全部取消し)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
<ul><li>Ⅲ. 更正の請求/同族会社貸付金に消滅時効(棄却)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
<b>筆 4 音 まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>

# 第1章 判決・裁決

# I.貸付金債権に評価についての通達

#### 1. 財産評価基本通達

#### 204 貸付金債権の評価

貸付金、売掛金、未収入金、預貯金以外の預け金、仮払金、その他これらに類するもの(以下「貸付金債権等」という。)の価額は、次に掲げる元本の価額と利息の価額との合計額によって評価する。

- (1) 貸付金債権等の元本の価額は、その返済されるべき金額
- (2) 貸付金債権等に係る利息(208≪未収法定果実の評価≫に定める貸付金等の利子を除く。)の価額は、課税時期現在の既経過利息として支払を受けるべき金額

#### 205 貸付金債権等の元本価額の範囲

前項の定めにより貸付金債権等の評価を行う場合において、その**債権金額**の全 **部又は一部**が、課税時期において次に掲げる**金額**に該当するとき**その他その回収 が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき**においては、**それら**の金額は元本 の価額に**算入しない**。(平 12 課評 2-4 外・平 28 課評 2-10 外改正)

- (1) 債務者について次に掲げる事実が発生している場合におけるその債務者に 対して有する**貸付金債権等の金額**(その金額のうち、質権及び抵当権によって担 保されている部分の金額を除く。)
- イ 手形交換所(これに準ずる機関を含む。)において取引停止処分を受けたとき
- ロ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の決定があったとき
- ハ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の決定があったとき
- ニ 会社法の規定による特別清算開始の命令があったとき
- ホ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定による破産手続開始の決定があったと き
- へ **業況不振のため**又はその営む事業について重大な損失を受けたため、その事業を廃止し又は **6 か月以上休業**しているとき
- (2) 更生計画認可の決定、再生計画認可の決定、特別清算に係る協定の認可の 決定又は法律の定める整理手続によらないいわゆる**債権者集会の協議**により、 債権の切捨て、棚上げ、年賦償還等の決定があった場合において、これらの決 定のあった日現在におけるその債務者に対して有する債権のうち、その決定によ

#### り切り捨てられる部分の債権の金額及び次に掲げる金額

- イ 弁済までの据置期間が決定後5年を超える場合におけるその債権の金額
- ロ 年賦償還等の決定により割賦弁済されることとなった債権の金額のうち、課税時期後5年を経過した日後に弁済されることとなる部分の金額
- (3) 当事者間の契約により債権の切捨て、棚上げ、年賦償還等が行われた場合において、それが金融機関のあっせんに基づくものであるなど真正に成立したものと認めるものであるときにおけるその債権の金額のうち(2)に掲げる金額に準ずる金額

# 通達の構成



#### 2. 本稿の課題

- (1) 被相続人が**同族会社に貸付金債権**がある場合の取り扱い どのような要件に該当すると、見込要件をクリアできるのか **客観的**に明白、**客観的**に確実とは何か 債務超過の判断基準
- (2) 被相続人が**個人に貸付金債権**がある場合の取り扱い 個人と法人の違いが通達の解釈に影響を与えるか
- (3) 生前の債務控除 相続開始**前の債務免除**と相続開始**直後の債務免除**
- (4) 時効

債権についての**消滅時効の主張**が認められるか

#### 3.金融商品に関する会計基準

#### 終改正平成 20 年 3 月 10 日企業会計基準委員会

#### V. 貸倒見積高の算定

#### 1. 基本的考え方

91. 本会計基準では、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて、債権を、①経営 状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権(一般債権)、②経営破綻 の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる 可能性の高い債務者に対する債権(貸倒懸念債権)及び③経営破綻又は実質的 に経営破綻に陥っている債務者に対する債権(破産更生債権等)に区分し、その区 分ごとに貸倒見積高の算定方法を示すこととした(第27項及び第28項参照)。

#### 2. 貸倒見積高の算定方法

- 92. **一般債権**については、債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準により貸倒見積高を算定することができる。また、債務者が既に経営破綻等に陥っている場合には、個々の債権ごとに担保等により回収できない部分を貸倒見積高とすることが必要となる(第28項(1)及び(3)参照)。
- 93. これに対し、貸倒懸念債権については、一般債権と破産更生債権等の中間に位置し、個々の債権の実態に最も適合する算定方法を採用することが必要である。このため、貸倒懸念債権に係る貸倒見積高の算定方法としては、担保の処分見込額及び保証による回収見込額を考慮する方法の他、元利金の将来のキャッシュ・フローを見積ることが可能な場合、元利金のキャッシュ・フローの予想額を当初の約定利子率で割り引いた金額の総額と当該債権の帳簿価額の差額を貸倒見積高とする方法を示し、債務者の状況や債務返済計画等が変わらない限り、いずれかの方法を継続して適用することとした(第28項(2)参照)。

# Ⅱ.福岡地裁判決

福岡地方裁判所平成26年(行ウ)第43号相続税更正処分取消請求事件(棄却) 国側当事者・国(三重税務署長)平成28年1月22日判決【税務訴訟資料 第266号 -8(順号12786)】 【税務大学校ホームページ】

【情報公開法第9条第1項による開示情報】

【貸付金債権の評価/評基通205「その回収が不可能又は著しく困難」の意義】 Z266-12786

#### 1.概要

原告らは、平成22年1月5日に死亡した母(被相続人)を相続し、その相続に係る相続税について、被相続人が相続開始時に有限会社C社に対して有していた貸付金債権(本件貸付金債権)の価額を1000万円と評価し、三重税務署長に相続税申告をした。これに対して、三重税務署長は、本件貸付金債権の価額を4656万7883円と評価し、各更正処分等を行った。本件は、原告らが、各更正処分等は違法であるとして、これらの取消しを求める事案である。

#### 2.前提事実

- (1).本件会社は、昭和44年9月18日、本件被相続人の夫を中心として設立された同族会社であり、食料品や日用雑貨等を販売するスーパーマーケットを営み、現在に至るまで営業を継続している。
- (2).本件会社の平成13年から平成24年まで(いずれも8月期。以下同様である。)の 売上高、粗利益等の業績の推移は、**別紙1**のとおりである。
- (3).また、本件会社の平成13年から平成24年までの経常利益の推移は、別紙2のとおりであり、同じく純資産額の推移は、別紙3のとおりである。
- (4). さらに、本件会社の平成13年から平成24年までの借入金の推移は、**別紙4**のとおりである。
- (5).本件貸付金債権について、**契約書等は作成されておらず、弁済期限及び利息の 定めや、担保権の設定等はされていない。**

#### 3.争点

#### 争点1 貸付金債権等の評価の原則

原告	被告
貸付金債権等の債務者について必	貸付金債権等は、上場株式等とは
ずしも法的倒産手続や任意整理手続	異なり、客観的な交換価格というものが
等が実施されておらず、かつ営業が継	一義的に確定されるものではないこと

続している場合であっても、貸付金債 権等の実質的価値が額面金額に満た ない事態は存在するのであり、貸付金 債権等の回収可能性に影響を及ぼし 得る要因がうかがわれる場合には、評 価時点における債務者の業務内容、 財務内容、収支状況、信用力等を具体 的総合的に検討した上で、その実質的 価値を判断すべきである。

から、通達204のとおり、元本の価額及び利息の価額の合計額により評価することを原則とすることは十分に合理的であり、原則として額面評価とし、例外として通達205(1)ないし(3)のように客観・的に明白な事由が存在する場合に限り、その部分について元本不算入の取扱いをすることとすべきである。

#### 裁判所の判断

相続税法22条は、「この章で特別の定めのあるものを除くほか、相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時における時価により、当該財産の価額から控除すべき債務の価額は、その時の現況による。」と規定するところ、同条にいう時価とは、相続の場合、相続開始時における当該財産の客観的な交換価値をいうものと解される。

上記の客観的な交換価値は、必ずしも一義的に把握されるものではないから、課税 実務上、相続税法に特別の定めのあるものを除き、相続財産の評価の一般的基準が 通達により定められ、これにより定められた評価方式により相続財産を評価することとされている。このことは、上記の客観的な交換価値を個別に評価する方法をとると、評価方式、基礎資料の選択の仕方等により異なった評価価額が生じ、また、課税庁の事務負担が加重となって課税事務の迅速な処理が困難となるなどといったおそれがあることから、あらかじめ定められた評価方式によりこれを画一的に評価する方が納税 者間の公平、納税者の便宜、徴税費用の節減等の見地から見て合理的であるという理由に基づくものと解されるところ、同理由は相当なものといえるから、通達の内容が同条の規定に照らして合理的なものである限り、通達により定められた評価方式により相続財産を評価することは許容されるというべきである。

そして、貸付金債権等は、上場株式等とは異なり、客観的な交換価格を一義的に確定することができず、個別に債権の回収率を算定して、それをもって時価評価とすると、会社の営業状況や将来性等必ずしも客観的一義的な評価方法が確立していない要素に左右されることになるし、また、客観的に明白な事由なしに回収率を算定することは、納税者の恣意を許し、課税庁に過大な負担を強いることになるため、通達204は、貸付金債権等については元本の価額及び利息の価額の合計額により評価することを原則とし、通達205は、例外的に同柱書又は(1)ないし(3)のような事由が存在する場合に限って、その部分について元本不算入の取扱いをしており、相続税法22条を具体化した基準として合理的なものと認められる。

したがって、本件貸付金債権の評価についても、**通達204、205により評価すべき**である。

# 争点2「その他その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」の意義

#### 原告

通達205柱書の「その回収が不可能 又は著しく困難であると見込まれると き」は、同(1)ないし(3)の事由と同視 し得る事態に限定すべきではなく、貸 付金債権等の回収可能性に影響を及 ぼし得る要因が存在することがうかがわ れる場合には、評価時点における債務 者の業務内容、収支状況、財務内容、 信用力等を具体的総合的に検討した 上で、その実質的価値を判断すべきで ある。

通達205柱書の「その回収が不可能 又は著しく困難であると見込まれると き」は、同(1)ないし(3)の事由と並列 的に規定されているものであるから、こ れらの事由と同視できる程度の客観的

かつ明白な状況があることを意味する

告

被

と解すべきである。

#### 裁判所の判断

(1) 通達205は、貸付金債権等の評価を行う場合において、その**債権金額の全部** 又は一部が、課税時期において「次に掲げる金額に該当するときその他その回収 が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」においては、それらの金額は元本の価額に算入しない旨定めている。

まず、上記のうち「次に掲げる金額」は、債務者について手形交換所の取引停止 処分等に該当する事実があったときの貸付金債権等の金額並びに再生計画認可 の決定、整理計画の決定及び再生計画の決定等により切り捨てられる債権の金額 等と規定されている。そうすると、「次に掲げる金額に該当するとき」とは、いずれも、 債務者の資産状況及び営業状況等が破綻していることが客観的に明白であって、その債務者に対して有する貸付金債権等の回収の見込みのないことが客観的に 確実であるといい得るときを規定しているものといえる。

そして、「その他その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」とは、 通達上、貸付金債権等の評価は、原則として元本の価額と利息の価額との合計額 により(通達204)、「次に掲げる金額に該当するとき」すなわち通達205(1)ないし (3)に定める場合はその例外とされているとともに、上記文言が、「次に掲げる金額 に該当するとき」に続けて並列的に定められていることからすると、上記の「次に掲げ る金額に該当するとき」と同視できる程度に債務者が経済的に破綻していることが 客観的に明白であり、そのため、債権の回収の見込みがないか、又は著しく困難であると客観的に認められるときをいうものと解するのが相当である。

(2) これに対し、原告らは、通達205は、その文言上、「その他その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」としているにとどまるから、上記のような解釈は理由のない限定解釈であり、同文言に該当する場合は、通達を205(1)ないし(3)の各事由と同視し得る事態に限定すべきではないと主張する。

しかし、上記(1)のとおり、貸付金債権等の評価方法について、**通達205自体が例** 外的な場合を規定していることに加え、「その他その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」が、同(1)ないし(3)の各事由と並列的に規定されていること からすれば、同各事由に比して、特に要件を緩和する趣旨で規定されたものであるとは考え難く、原告らの主張は採用できない。

#### 争点3 本件貸付金債権の評価

#### 原

本件貸付金債権の時価は零円に等しく、少なくとも1000万円を超える額とは評価できないから、本件各更正処分等は取り消されるべきである。

さらに、以下の事実からすれば、本件会社については、通達205(1)ないし(3)の事由と同程度ないし同視できる程度に、経済的に破綻していることが客観的に明白であり、債権の回収の見込みがないか又は著しく困難であると確実に認められる場合に当たるから、争点1及び2における被告の解釈を前提としても、本件各更正処分等は取り消されるべきである。

#### ア 本件会社の業務内容

本件会社の商圏であるD町は、過去 10年間ほど、人口の減少、経済の衰退 等が生じている上、同町の周辺地区に 競合する大型店、スーパーマーケット 等が進出しており、本件会社を取り巻く 購買力の低下が著しい。

イ 本件会社の収支状況

#### 裁判所の判断

(1) 上記1及び2を前提として、本件 貸付金債権の評価について、本件会 社が回復不能の欠損企業であり、本件 貸付金債権の評価額は零円である か、多くとも1000万円を超えることは ないとの原告らの主張の当否を検討す る。

#### (2) 本件会社の業務内容について

前提事実(1)イのとおり、本件会社 は本件相続開始以前から現在に至るま で、D町においてスーパーの小売業を 継続しているところ、証拠(甲24)によ れば、D町は平成12年以降人口の減 少が継続し、減少傾向の継続が予測さ れていることが認められ、前提事実(1)

#### (ア) 売上高

本件会社の売上高は、別紙1のとおり、 平成13年8月期には2億円弱あったものの、その後、平成15年8月期には1億7000万円台、平成21年8月期には1億5000万円台、平成22年8月期には1億4000万円台と、着実に減少し続けている。

#### (イ) 粗利益

本件会社の粗利益は、別紙1のとおり、 本件相続開始時を含む過去6年間、平成20年8月期にわずかに200万円弱 の増加があったことを除けば、連続して 減少している。

#### (ウ) 粗利益率

本件会社の粗利益率は、別紙1のとおり、平成13年8月期には20%を超えていたが、平成21年8月期には17%、平成22年8月期に16%と減少し続けている。

#### (工) 経常利益

本件会社の経常利益は、別紙2のとおり、平成16年8月期から平成22年8月期までの7期にわたり、毎期単年度100万円前後の赤字が続いており、同7期分の赤字累積額は5870万5000円に及んでいる。

さらに、本件会社の決算では、本来の減価償却費を計上すると大幅な欠損となることから、償却費のごく一部しか計上していないところ、全額償却後の経常利益を算出すると、同7期分の赤字累積額は8264万9000円となる。

# (オ) 営業キャッシュフローの巨額な 赤字の継続

平成16年8月期から平成22年8月

イ(ウ)のとおり、現に本件会社の売上 高も、平成17年8月期には1億9000 万円弱であったのが、平成15年8月期 には1億7000万円台、平成21年8月 期には1億5000万円台、平成22年8 月期には1億4000万円台と減少傾向 にあったことからすれば、本件相続開 始時において、本件会社を巡る購買力 が低下傾向にあったことは否定できない。

もっとも、証拠(乙8ないし10)によれ ば、D町の属する大分県豊後大野市に ついては、商店街や商業集積地の衰 退が指摘されているものの、D町中心 部についていえば、E銀行、郵便局等 が集積し、利便性の高い通りを形成し ていること、本件店舗が、地域密着型 のスーパーとして、同町の核店舗として 位置付けられていることが認められる ほか、本件会社の売上高の減少が上 記の範囲にとどまることからすると、現 に本件会社が現在も事業を継続してい ることからも明らかなように、本件相続 開始時において、本件会社の存続に直 ちに影響するような購買力の深刻な低 下が生じていたとまでは認められな い。

# (3) 本件会社の収支状況及び財務内容について

ア 本件会社の売上高の推移は、前記 (2)のとおりであり、平成17年8月期から本件相続開始時に近い平成22年8 月期にかけて、減少傾向にあったことが認められる。 期までの7期分の営業キャッシュフロー の累積額は、別紙1のとおり、△5759 万2000円に及んでいた。

#### (カ) 役員給与の減少

本件会社の同族の役員給与の合計 額は、別紙1のとおり、平成13年8月期には1800万円であったが、その後着 実に減少が続き、平成19年8月期に1 000万円を下回り、平成22年8月期に は480万円に減少しているほか、本件 被相続人の給与は平成17年8月期の 当初に打ち切られた。

(キ) 相続開始以後も赤字経営が続いていたこと

本件相続開始後の平成23年8月期、平成24年8月期も、経常利益が単年度で1000万円前後の赤字経営が続いていること(別紙2)からも明らかなように、本件相続開始時において、本件会社は極端な収支状況の悪化が続き、回復の兆しはなかった。

# ウ 本件会社の財務内容 (ア) 債務超過の継続

平成19年8月期以降、本件会社の 減価償却費を全部控除した場合の純 資産のマイナスは、別紙3のとおり、毎 年1000万円前後も急激に増加し続け ており、本件相続開始時における本件 会社の資産の合計評価額は5363万5 000円、負債は9290万5000円であ り、3927万円の債務超過があった。

(イ) 本件会社の借入総額 本件会社は、別紙4のとおり、平成1 次に、本件会社の役員給与の合計額の推移についても、平成13年には合計1800万円であったものが、平成16年には1400万円、平成18年には1200万円、平成19年には840万円、平成21年には570万円、平成22年には480万円と徐々に減少し、本件被相続人への給与支給は、平成17年で打ち切られている(別紙1)。

そして、本件会社の決算書上の経常 損益の推移については、別紙2の「一 部計上経常利益」欄記載のとおりであ り、平成16年8月期から平成22年8月 期にかけての赤字累積額が5870万5 000円となっていること、平成23年8月 期及び平成24年8月期も、単年度で1 000万円前後の赤字が続いていること が認められる。

さらに、本件会社の決算書上の純資 産額の推移については、平成17年8月 期は2915万2088円、平成18年8月 期は2141万6152円、平成19年8月 期は944万0964円であり、平成20年 8月期は△81万5310円、平成21年8 月期は△919万7643円、平成22年8 月期は△1769万1540円と、平成20 年8月期以降、債務超過状態となって いたことが認められる(別紙3)。

イ しかし、平成22年時点の日本における普通法人のうち、欠損法人は全体の70%を超えていること(乙11)からも明らかなように、一般的に、売上高が減

6年8月期にE銀行から1300万円を借り入れた後、本件被相続人、原告甲、丁からの借入れを増やすことによりE銀行への債務を返済しており、平成22年8月期には、同人らに対する借入総額は、本件被相続人については4654万1000円、原告甲及び丁については合計3462万4000円に増加していた。

#### エ 本件会社の信用力

本件会社の業務内容、収支状況、財務内容等に鑑みれば、本件会社に対し新たに融資する金融機関はあり得ず、既存の金融負債も同族借入れに切り替えざるを得ないことから、企業としての信用性は皆無である。

また、平成20年7月18日のE銀行からの600万円の借入れに際しては、当時、本件会社には決算書上994万円の純資産が存在し、不動産担保権も設定されていたにもかかわらず、信用保証協会の保証が付けられており、信用力が大幅に低下していたことは明らか

少し、決算書上、経常損益が赤字になったり、純資産額が債務超過状態になったとしても、直ちに事業経営が破綻するわけではなく、このような状況でも事業を継続している企業は多数存在するのであり、現に、本件会社も本件相続開始時の前後を通じて事業を継続していたものである。

平成22年8月期においても、前記のとおり減少傾向にはあったものの、経常 損益の赤字額を大きく超える1億494 0万円の売上があったこと(別紙1)や、その後、平成23年8月期にかけて粗利益を改善させていること(乙7)、純資産額についても、本件相続開始時における本件会社の負債のほとんどは、同族関係者からの返済時期の定めのない無利子の借入れによるものであったこと(乙6の3、別紙4)からすると、本件会社が、本件相続開始時において、およそ回復不能な欠損企業であったとまでは認められない。

#### (4) 本件会社の信用力

原告らは、本件会社が既存の金融 債務を親族である役員からの借入れに 切り替えざるを得なかったことや、平成 20年7月18日のE銀行からの600万 円の借入れに際しては、当時本件会社 には決算書上994万円の純資産が存 在し、不動産担保権も設定されていた にもかかわらず、信用保証協会の保証 を要請されたことから、本件会社の信用 力は大幅に低下していたと主張する。

しかし、証拠( $\angle 1603$ )によれば、原告甲は、本件会社の経営に当たって、借入れに利息が付くのを避けるため、

である。

# オ 本件会社が事業を継続しているこ とについて

通達205(1)ないし(3)は、いずれも 事業の継続を前提としているものであ り、事業を継続していても同通達の要 件は充たされ得る。

#### カ 本件貸付金債権の弁済状況

本件貸付金債権が返済された期間 と金額はごく短期間で、ごく少額にとど まり、平成20年12月には途絶してい る。加えて、本件会社が事業を継続し たとしても、収益が改善する可能性は なかった。

また、本件貸付金債権は本件会社 の同族関係者からの借入れによるもの であるところ、返済原資が少なければ、 金融機関等の第三者機関に対する返 済を優先して行うのが通常であるから、 本件貸付金債権の回収は困難であっ た。

# キ 本件会社の収益改善の見込みに ついて

(ア) 本件会社の収支状況、財務状況 の悪化からすれば、本件会社が事業を 継続しても、収益を改善する見込みは 皆無であった。

銀行からはできる限り借り入れないと いう経営方針を採っており、上記借入 れの切替えは、同経営方針に基づくも のにすぎないと考えられる。また、信用 保証協会の保証が要請された点につ いても、現に同協会の保証を得て借入 れを受けていることからしても、必ずし も本件会社の信用性が全くなかったこ とを示す事情とはいえないし、むしろ、 E銀行犬飼支店長も述べるとおり、金融 機関からの借入れについて、これまで 弁済が遅滞したこともなかったこと(乙6 の2)を考慮すれば、原告らが主張する ように本件会社の信用力が皆無であっ たとは認められない。

#### (5) 本件貸付金債権の弁済状況

本件会社は、本件貸付金債権につ いて、弁済期限等の定めはなかったも のの、平成18年9月から平成20年7月 までの間、本件被相続人に対し、毎月 20万円ずつを返済し、同年9月から12 月までの間、2か月ごとに40万円ずつ を返済していたのみならず、原告甲及 び丁からの借入れによる貸付金債権に ついても、同人らに対して、平成21年1 月から本件相続開始時までの間、返済 を継続していたことが認められる(甲 8)

確かに、平成20年12月から本件相 続開始時までの間は、本件貸付金債 権についての弁済はされていないが、 これについて原告甲は「特別な事情は ない」とし、本件被相続人も、もはやそ の回収が期待できないなどとして本件 貸付金債権を放棄することはしていな (イ) これに対し、本件会社の収益改 | **かった**のである  $(C_{12})$  から、上記 (2)

善の可能性についての被告の主張は、一般論、抽象論にすぎない。本件会社の粗利益額は、平成22年8月期まで減り続けており、人件費の削減や設備投資の減少により粗利益額を増やすことも不可能であった。

また、本件貸付金債権の評価に当たって、息子が跡継ぎとしてやり出したので辞められないという原告甲の営業継続の主観的意思は考慮すべきではない。

ク その他、本件会社について、通達2 05(1)ないし(3)の事由と同視できる 事由が存在すること

(ア) 前記のとおり、本件会社は債務 超過の状態が継続していたところ、債 務超過は法人の破産手続の開始原因 とされているから、通達205(1)の事由 と同視できる。

(イ) また、本件会社は、平成21年1 月から本件相続開始時までの間、本件 被相続人からの借入金を返済しておら ず、本件会社と本件被相続人との間の 黙示の合意によって債権が事実上棚 上げ状態となっていたのであり、通達2 05(2)イないし(3)と同視できる。

(ウ) さらに、本件会社と本件被相続 人とは、黙示の合意により5年以上の割 賦償還を事実上認めており、通達205 (2)口ないし(3)と同視できる状況にあ ないし(4)において判示した事情を考慮しても、本件貸付金債権について、 およそ弁済の見込みがなかったとまで はいえない。

# (6) その他、通達205(1)ないし(3) の各事由と直接同視できる事由の有無について

上記(3)アのとおり、本件会社は、本件相続開始時、決算書上、債務超過状態にあったものの、同状態にあることから直ちに経済的に破綻しているとはいえないことは上記(3)イ判示のとおりであって、上記(2)ないし(5)において判示した事情に照らせば、現在も事業を継続し、継続価値がないとまではいえない本件会社について、通達205(1)の事由と同視できるような事由は認められない。

また、上記(5)のとおり、本件貸付金 債権について、本件被相続人が債権 放棄を行っておらず、その返済の中断 について特別な事情もなかったことか らすると、仮に、本件会社と本件被相続 人との間で、本件貸付金債権を棚上げ 状態としたり、5年以上の割賦償還を 行う旨の黙示の合意があったとしても、 そのことから直ちに、その回収が不可 能又は著しく困難であることについて、 通達205(2)口、(3)の各事由と同視

#### 4.総合評価

以上の検討を前提に、本件貸付金債権について評価するに、確かに、本件会社は、本件相続開始時、その経営状況が悪化していたものであるが、本件相続開始時の前後を通じて事業を継続し、毎年、経常損益の赤字額を大きく超える1億5000万円近くの売上げを計上していたものであって、本件会社の負債の大半は同族役員等からの返済時期の定めのない無利子の借入れによるものであったことからしても、原告らが主張するように本件会社が経営破綻の状態にあったなどと認めることはできない。

したがって、本件貸付金債権について、本件相続開始時において、通達205にいう「次に掲げる金額に該当するとき」と同視できる程度に債務者が経済的に破綻していることが客観的に明白であり、そのため、債権の回収の見込みがないか、又は著しく困難であると客観的に認められるときに該当するとはいえず、「その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」(通達205)に該当するとはいえないから、通達204に基づき債権の元本による評価をすべきこととなる。

そうすると、計上すべき利息が認められない本件貸付金債権の評価額は、元本の価額である4656万7883円となる。

福岡高等裁判所平成28年(行コ)第10号相続税更正処分取消請求控訴事件(棄却)(上告受理申立て)国側当事者・国(三重税務署長)平成28年7月14日判決 【税務訴訟資料 第266号-102(順号12880)】

【税務大学校ホームページ】【貸付金債権の評価/評基通205「その回収が不可能 又は著しく困難」の意義】Z266-12880

原判決23頁19行目の「必ずしも本件会社の信用性が全くなかったことを示す事情とはいえない」を「本件会社の**信用性が従前よりは低下したとしても、信用性がないと**判断される程度にまで低下したことを示す事情とはいえない」と、同22行目の「本件

会社の信用力が皆無であったとは認められない。」を「本件会社の信用力が皆無とはいえないことは明らかであるし、本件会社の信用力が、同社に対する債権の回収可能性がない又は著しく乏しいと判断されるまでに大幅に低下していたとも認められない。」とそれぞれ改める。

控訴人らは、その他、原判決の本件貸付金債権の評価にあたっての手法や考慮要素等について、企業買収において用いられる分析方法、企業会計の理論や実務等に照らして、明らかな誤りを犯しているなどと主張するが、相続税の課税価格の計算の場面と企業買収における企業価値の把握の場面では、その評価手法が異なるのは当然である上、控訴人らの上記主張は、原判決が考慮した事情の一部のみを取り上げたり、原判決が説示する内容を十分に理解せずあるいは曲解してこれを批判するものといわざるを得ないから、控訴人らの主張はいずれも採用することができない。

最高裁判所(第三小法廷)平成28年(行ヒ)第428号相続税更正処分取消請求上告受理事件(不受理)(確定) 国側当事者・国 平成29年1月24日決定 【税務訴訟資料 第267号-17(順号12966)】 【税務大学校ホームページ】 Z267-12966

Ⅲ.債務超過に該当するか否かの判断(宅地の評価:棄却) 債務超過ではない。

(平成23年■■月■■日相続開始に係る相続税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分並びに更正の請求に対してされた更正すべき理由がない旨の通知処分・棄却・平28-12-12裁決)【広裁(諸)平28-8】F0-3-509 地裁なさそう

業況不振のため又はその営む事業について重大な損失を受けたため、その事業を 廃止し又は6か月以上休業しているとき

#### く事実>

- 1.清算中の法人、 貸付金 439,050,000 円未収金 42,099,996 円計 481,149,996 円
- 2.平成15年4月1日から売り上げは0円
- 3.精算結了平成 27 年 4 月 15 日
- 4.相続開始日の資産の合計額 484,738,891 円、負債の合計額 481,929,540 円
- 5.**資産の中に宅地あり**倍率方式倍率 1.1 平成 23 年固定資産税評価額 47,260,981 円
- 6.近隣の地価公示からの評価額 60.442.788 円(この価額を基に相続開始日の資産

#### 額を計算)債務超過ではないので205の適用なし

- 7.本件団地内に位置し、本件義務の負担という個別要因が存在する本件宅地は、不 特定多数者間で自由に取引される宅地ではなく、他方で、本件団地外に位置する 本件地価公示地には当該個別要因がないから、その公示価格は、本件宅地の時価 を算定するための基準となり得ない旨主張する。
- 8.結局、この宅地は**水産加工業者に 32,000,000 円で売却**した。

#### <判断>

確かに、本件宅地の**売却先が水産加工業者等に制限される**ことからすると、本件義務は本件宅地の価額を減価させる要因になるとも考えられる。

そうすると、本件義務は、本件宅地の購入者に上記の最有効使用を行うよう義務付けるものにすぎず、本件義務の存在は、かえって本件宅地を含む本件団地内の土地の用途の統一性を保ち、価額の維持に資するものであるという利点も認められる。

このように、本件義務には、自由な売買を制約する一方で、本件団地の価額を維持するという利点もあり、それらを総合勘案すると、本件義務の存在は、本件地価公示地から本件宅地の価額を算定するに当たっての減価要因とはならない。

結論は、債務超過に当たらないと判断された。

#### Ⅳ.債務超過に対する判断

多くの裁決・判決では、債務超過だけでは要件を満たさないという判断が行われている。さらに課税庁の債務超過か否かの判定は、個人借入金を控除して計算する場合がある。

しかし、債務超過に対する一言がある。 F0-3-160 の裁決では、

原処分庁は、被相続人及び請求人らが■■■■の同族関係者であり、**被相続人及び請求人らからの借入金等を負債から除いた場合、**平成13年7月期ないし同15年7月期までの各事業年度において、同社は**債務超過とならない**ことから、本件相続開始日において、本件貸付金債権等の回収が不可能又は著しく困難であると見込まれたとは認められない旨主張する。

しかしながら、■■■■が債務超過であるか否かの判定を行う場合において、被相続人及び請求人らが、同社の同族関係者であることのみを理由として、被相続人及び請求人らからの借入金等を同社の債務から除く合理的な理由は見当たらない。

したがって、この点に関する原処分庁の主張は採用できない。

# V.相続開始後に訴訟上の和解があった場合(棄却)

(平28-07-25裁決) 【大裁(諸)平28-4】F0-3-499

相続財産の評価の基準時は相続開始時であるから、本件和解において、■■■■ らの支払能力を考慮し、本件貸付金債権に対する実際の弁済額が10,000,000円 に減縮されたことや、■■■■らは、本件和解において定められた分割金の支払も滞 りがちであったことなどの相続開始後に生じた事情が、本件貸付金債権の価額の算 定に影響を及ぼすものとはいうことができず、請求人らの主張は採用することができ ない。

# Ⅵ.相続開始後の解散(棄却)

千葉地方裁判所平成18年(行ウ)第45号更正処分の義務付け等請求事件(却下、**棄却**)(控訴)国側当事者・国(千葉西税務署長)平成19年10月30日判決【税務訴訟資料 第257号-199(順号10808)】【貸付債権の評価/相続開始後に解散があった場合/義務付けの訴えの適法性】Z257-10808

#### 1.相続開始日 平成 14 年 9 月 24 日

#### 2.判断

Aは、**平成16年6月末に廃業し、同年7月5日、株主総会の決議により解散**し、同年9月10日に清算を結了した。Aが丙の死亡前から事業の廃止(清算)に向けて動き出しており、たまたまその廃止時期が丙の死亡後になったにすぎないから、丙の相続開始後に同社が廃止(清算)されたこと及び清算手続によっても貸付金債権等が一切弁済されなかったことを同相続開始時点における財産評価の一要素として考慮すべきであると主張し、原告甲が平成14年に入ってまもなく廃業を考え、ホール及びその敷地をいくらで売れるか不動産屋に問い合わせるなどしたとする上記主張に一部符合する同原告の陳述書(甲14)が存在する。

しかし、同陳述書の記載を裏付ける証拠を欠くばかりか、仮にそのような事実があったとしても、上記相続開始時点においてAが廃止手続に入っていたことを裏付ける証拠はなく、かえって同社は、そのころ、広告宣伝費まで投入して事業を続け、少なからぬ事業収入を得ていたのであるから、上記相続開始時点において同社の廃業(清算)が決定されていたという事実は認めることができない。

#### 高裁棄却確定

# Ⅶ.相続開始後の営業譲渡(一部取消し)

(貸付金債権の評価/営業譲渡) 資産状況、営業状況が危機的状況にあったA社は、相続開始日において、本件貸付金等を除き営業用の資産・負債を営業譲渡し、解散・清算することが確実であったから、本件貸付金の客観的価値は、A社の営業譲渡見込額及び残余財産見込額を合理的に算出した場合の本件貸付金の配当見込額相当額にとどまるべきであるとされた事例(平成15年■月■日相続開始に係る相続税の各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分・一部取消し・平18-05-12裁決)F0-3-135

貸付金債権額 200,000,000 円 配当見込額 32,558,858 円+経過利息 98,630 円

#### 1. 時系列

- (1).昭和41年 会社設立
- (2).平成7年8月期以降 債務超過
- (3).平成12年 金融機関から新規融資打ち切り
- (4).平成12年11月21日 200,000,000円被相続人が会社に貸付け(1年ごとに自動更新)
- (5).平成13年5月10日 金融機関?は合併後の業績3ヶ年計画等について回答を 求める。
- (6).平成13年12月17日 取締役会において債権の一部を放棄せざるを得ない旨の 承認可決
- (7).平成14年3月1日から平成15年2月28日 債権者たる法人が個別評価金銭 債権の貸倒引当金を計上(税務調査において指摘なし)
- (8).平成 15 年 4 月 9 日から 18 日位 相続開始
- (9).平成15年8月25日 営業譲渡契約書作成(12月31日、営業譲渡日)
- (10).平成15年8月31日 譲渡予定財産の明細作成(被相続人からの貸付金は含まれていない)
- (11).平成 15 年 11 月 18 日 臨時株主総会において営業譲渡契約をについて承認可決
- (12).平成 15 年 12 月 31 日 営業譲渡対価 404,170,414 円と合意
- (13).平成17年2月28日 清算 貸付金200,000,000円に対する配当金額29,721,497円が確定

#### 原処分庁

評価通達205の「その他その回収が不可能又は著しく困難であると認められるとき」とは、同通達の「次に掲げる金額に該当するとき」に準ずるものであって、それと同視できる程度に債務者の営業状況、資産状況等が客観的に破たんしていることが明白であって、債権の回収の見込みのないことが客観的に確実であるといい得るときであると解されている。

すなわち、本件においては、債権者 集会の協議又は当事者間の契約により 債権の切捨ての決定が行われた場合に おいて、それが真正に成立したものと認 めるものであるときに準ずるものであっ て、それと同視できる程度に債務者の営 業状況、資産状況等が客観的に破たん していることが明白な場合であると認めら れる。

そうすると、債権者集会の協議又は当事者間の契約に準ずるものは、それは株主総会でなければならないところ、本件営業譲渡契約についての株主総会は本件相続開始日から7か月後の平成15年11月に行われたものであり、平成15年2月の臨時株主総会及び取締役会において決議されたのは営業譲渡に向けた作業の指示にすぎず、その時点で債権の切捨てが決定されたと認めることはできないから、本件相続開始日において、本件貸付金の一部が回収不可能であったとは認められない。

また、請求人らは、■■■■■■が ① **債務超過**であること、同社が本件相続開

#### 裁 決

(ロ) ■■■■■■■の13年2月期ない し16年2月期の各事業年度末の資産及 び負債状況並びに各事業年度の売上 高等の状況は、大幅な債務超過の状態 が相当期間続き、営業状態も大幅な赤 字が続いていたことが認められ、帳簿に は多額の不良資産が計上されていたこ とからすると、同社の資産状況及び営業 状況が飛躍的に改善される見込みはな いと認められる。

そして、■■■■■は、金融機関からの融資も受けられず、仕入代金を含む運転資金の不足を■■■■に経常的に頼らざるを得ず、およそ正常な営業活動が行われている状況ではなかったことがうかがわれ、これが維持されたのはひとえに■■■■が無制限に資金援助を続けていたからであったと認められる。これらのことからすれば、■■■■■は、本件相続開始日において、営業活動は継続しているものの、同社の資産状況、営業状況は極めて危機的な状況にあったと認めるのが相当である。

(ハ) 本件営業譲渡の主要な目的は、
■■■■グループの経営を圧迫している■■■■■に対する貸付金を不良
債権として処理しつつ、同グループ内の
不採算会社を整理し、同グループを再編してその経営内容を改善することにあり、本件営業譲渡は、同グループの中心企業である■■■■のメインバンク
(■■■■■)という第三者の強い申入れにより行われたものであってその内容にし意を差し挟むことは現実には不可

始日において債務返済の②資金を調達する手段を持たないこと、被相続人が③積極的に債権保全を図れなかったこと、及び■■■■の税務調査において■■■■■に対する④貸倒引当金の損金経理が認められたことをもって、本件貸付金の一部が回収不能であると主ではついることが明白であって、本件貸付金の回収の見込みのないことが客観的に確実であるとまでは認められないから、請求人らの主張には理由がない。

**能であった**ことが認められ、さらに、かかる状況下において念書の提出がなされている。

そして、**■■■■**グループは、**遅くと** も 平 成 1 3 年 1 2 月 こ ろ に は 、 ■■■■■■について、同社の有する 被相続人及び■■■■グループ内から の借入金を■■■■■に対して引き継 がずに営業譲渡することを計画し、 ■■■■■■においては、本件相続開 始日の2月前である平成15年2月に は、営業譲渡・解散の時期を16年2月 期中とすることが決定されたことが認め られ[なお、全事実及び各答述からすれ ば、上記イの(リ)の■■■■■■の臨 時株主総会及び取締役会が相続税を 不当に減少する目的で行われたとは認 められない。〕、実際にこの計画に従い 本件営業譲渡が実行された結果、本件 貸付金の一部が回収できなかったこと が認められる。

これらのことからすれば、
■■■■■■の株主総会及び取締役会において本件営業譲渡の実行準備に入ることが決定された平成15年2月24日には、■■■■■は、被相続人及び■■■■グループからの借入金を■■■■■に引き継がずに営業譲渡し、解散・清算することが事実上確実となったと認めるのが相当である。

- (二) 以上のことから、資産状況、営業 状況が危機的状況にあった■■■■
- ■■は、本件相続開始日において、 ■■■■■に対して本件貸付金等を 除いた営業用の資産・負債を営業譲渡 し、解散・清算することが確実であった

のであるから、同日における本件**貸付金** の客観的価値は、■■■■■■の営業 譲渡見込額及び残余財産見込額を合理的に算出した場合の本件貸付金の配当見込額相当額にとどまるというべきである。

よって、本件においては、本件貸付金の一部は、同日において、回収の見込みのないことが客観的に確実であったと認められる。

#### 3.判断

原処分庁は、■■■■■■が債務超過であること、同社が本件相続開始日において債務返済の資金を調達する手段を持たないこと、被相続人が積極的に債権保全を図れなかったこと、及び■■■■の税務調査において■■■■■■に対する貸倒引当金の損金経理が認められたことが、直ちに同社が客観的に破たんしていることが明白であって、本件貸付金の回収の見込みのないことが客観的に確実であるとまでは認められないから、本件相続開始日において本件貸付金の一部が回収不可能であったとは認められない旨主張する。

確かに、債務者等が単に債務超過、赤字決算及び債務返済の資金調達能力がないという状況にあるからといって、直ちに、手形交換所の取引停止処分等の事実と同視できる程度に債務者等が客観的に破たんしていることが明白であり、債権の回収の見込みのないことが客観的に確実であるとまで評価できるものではない。また、相続税における貸付金債権等の評価は、相続開始(課税時期)時点で債務者等が客観的に破たんしているか及び債権の回収の見込みのないことが客観的に確実であるかを判断するものであり、法人税確定手続において■■■■●■●●●●への貸付金について、貸倒引当金の損金経理をしたことが税務調査で指摘されなかったことをもって、本件貸付金までも回収の見込みがないものと判断できるものではない。

しかしながら、本件は、本件相続開始日において、■■■■■■が本件貸付金を除いて営業譲渡し、解散・清算することが確実であったと認められることから、同日において、本件貸付金の一部は、回収の見込みのないことが客観的に確実であると認めるのが相当である。

# Ⅷ.相続開始後の裁判上の和解(棄却)

(貸付金債権の評価) 相続開始後の裁判上の和解により160回ないし171回の月払い返済が確定した貸付金債権の評価に当たり、財産評価基本通達205の適用があるから課税時期の5年後以降の返済金額は貸付金の元本に算入しないとの請求人の主張を排斥した事例(■■■■■■■■相続開始に係る相続税の更正の請求に対して更正をすべき理由がない旨の通知処分及び更正処分・棄却・平18-12-11裁決)【情報公開法第9条第1項による開示情報】F0-3-156

#### 1.遺産分割協議

遺産分割協議には、妻■■が取得する財産として債務者■■■■に対する貸付金35,000,000円の2分の1、長男■■が取得する財産として債務者■■■■に対する貸付金35,000,000円の2分の1及び二男■■が取得する財産として債務者■■■■(以下、債務者■■■と併せて「本件債務者ら」という。)に対する貸付金11,000,000円が含まれていた。

#### 2.返還請求訴訟

ニ 妻■■、二男■■及び■■■財産管理人は、■■■■■■■■□■■■■■

■■へ本件債務者らを被告として上記1の**貸付金の返還請求訴訟を提訴**した。

その後、■■■■■■■■、■■■■■■■において、本件債務者らが、上記 1 の貸付金につき支払義務があること、平成17年2月から160回ないし171回の月払いで分割し支払うこと等を内容とする訴訟上の和解が成立した(以下、この和解を「本件和解」という。)。

#### 3.国税不服審判所の判断

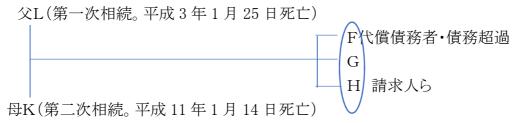
請求人らは、本件相続の開始後の本件和解の内容によって、本件相続開始時の本件貸付金の状況が明瞭になったので、本件和解の時期が課税時期として取り扱われるべきであり、本件貸付金は、本件通達により評価すべきである旨主張するが、債権の回収が不可能又は著しく困難な状況であるか否かの判断は、課税時期を基準に判断されるものであり、本件相続後の事情は判断の資料とはならない。

# 以.個人(息子)に対する貸付金(一部取り消し)

(財産の評価/代償債権) 代償債権の評価に当たり、その一部は、回収が著しく困難であると認定した事例(平11.1.14相続開始に係る相続税の各更正処分・一部取

消·平14-11-28裁決)J64-4-33

#### 1.親族図



#### 2.事実

#### (1) 一次相続における遺産分割

請求人らは、平成3年1月25日に死亡した本件被相続人の配偶者であるLに係る相続(以下「本件第一次相続」という。)について、共同相続人間での協議により、相続財産の一部を代償分割の方法により分割するとした遺産分割協議書(以下「本件分割協議書」という。)を同年7月14日に作成した。本件分割協議書には、本件代償債権の価額を554,000,000円とし、当該代償債権は、本件被相続人が取得をすること、本件代償債権に係る同額の代償分割債務(以下「本件代償債務額」という。)については、本件代償債務者が負担する旨の記載がある。

そして、請求人らは、本件分割協議書に基づいて、本件第一次相続に係る相続税の申告書を作成し、原処分庁に提出した。

#### (2) 第二次相続

請求人らは、本件申告書の提出に当たり、本件代償債権の価額については、本件 代償債務者が債務超過の状況にあることから、債務超過相当額を498,783,948 円と算定して、当該金額を本件代償債権の元本の価額から控除し、本件代償債権の 価額を55,216,052円と評価した。

(3) 課税庁の処分

原処分庁は、本件代償債権は回収可能であるとして、本件代償債権の価額を55 4,000,000円として本件更正処分をした。

(4). 本件代償債権554,000,000円は、共同相続人間において、本件代償債務者が本件第一次相続に係る相続財産として取得した土地を譲渡し、その譲渡代金で返済することで合意していたところ、相続後の地価の下落により土地の譲渡が思うに任せず、本件相続開始日までに一切の返済をしない状態で、本件代償債権の債権者である本件被相続人が死亡した。

#### 3.判断

#### (1) 原則

評価基本通達205に定める回収が著しく困難であると見込まれるときとは、原処分 庁も述べているとおり、通常、債務者の債務超過の状態が著しい場合において、その 者の資産状況や返済能力等を総合的かつ客観的に判断して行うものと解されている ところ、その返済能力については、その者の所得の状況はもちろん、その者の信用、 才能等を活用しても、現にその債務を弁済するための資金を調達することができない のみならず、近い将来においても調達することができないと認められる場合をいうも のと解される。

#### (2) 当てはめ

これを本件についてみると、本件代償債務者については、本件**代償債務額が正味** 財産の価額を著しく超えているのは明らかであり、原処分庁も認めているとおり、本件 代償債務者は、債務超過の状況にあるといえる。

そして、原処分庁において債権が回収可能であるとの根拠とする本件代償債務者 の経常的な年間所得の存在については、まず、同所得の全額を本件代償債権の返 済に充てたとしても、返済完了までには55年の長期間が必要となるのであり、まして、 本件代償債務者は公務員としての定年までの勤続年数が14年しかなく、さらに通常 の生活費等を考慮すると、返済完了までの期間が更に長期化して55年を超えること は明らかであるから、この存在をもって返済方法、返済期限が現実に想定できるもの ではないというべきである。

加えて、本件代償債務者が、本件相続開始日において本件代償債権の返済を実行するならば、正味財産の価額がその返済の限度額であって、当該財産には経常的な年間所得の過半を占める不動産所得の基因となる不動産が含まれているのであるから、この不動産を返済に充てると、当然にして、この不動産所得が発生しないこととなる。

そうすると、不動産所得を除いた給与所得から通常の生活費等を差し引くと、本件 代償債務者は、到底本件代償債権を返済する資金的余力を有しないこととなること はもちろん、本件代償債権を返済するための資金調達の手段や資産をも失うこととな るのであるから、その正味財産をもって本件代償債権の一部を返済したその後にお いては、本件代償債務者は、返済不可能の状態になるといわざるを得ない。

#### (3) 結論

したがって、本件代償債務者は、債務超過の状態が著しく、正味財産を超える部分 の本件代償債権について、その返済が不可能な状態にあると判断されるから、評価 基本通達205に定める債権の一部の回収が不可能又は著しく困難であると見込まれ **るときに該当すると解するのが相当**であり、本件代償債務者の経常的な年間所得を 有することをもって、本件代償債権の全部が回収可能とする原処分庁の主張は採用 することができない。

## (4) 返済期限及び返済方法の定めのない金銭債権

また、本来、相続の遺産分割による代償債権の返済期限及び返済方法は、共同相続人間での遺産分割協議により取り決められるものであるが、本件の場合、本件代償債務者は、本件相続開始日までに、本件代償債権の返済を一切行なっていないのであるから、この点において、本件代償債権は、返済期限及び返済方法の定めのない金銭債権であるとするのが相当である。

そうすると、債務の履行について期限の定めのないときは、債務者は履行の請求を ・ 受けた時が一般的に履行の期限となるのであり、原処分庁が主張する返済期限及び 返済方法等の定めがないことをもって、回収が不可能な金額の算定をすることができ ないとはいえないから、この点に関しても原処分庁の主張は採用できない。

#### (5) 判断

よって、本件代償債権の価額の評価に当たっては、本件相続開始日における本件 代償債務者の正味財産の価額を限度とし、**当該財産の価額を上回るところの債務超** 過相当額に相当する部分の金額については、回収が著しく困難であると見込まれる こととなるから、本件代償債権の元本の価額に算入しないこととするのが相当であると 認められる。

以上のとおり、本件相続開始日における本件代償債権の価額は、本件**代償債務者** の返済可能額である156,071,029円とするのが相当であり、原処分庁の本件更 正処分において本件代償債権の価額であるとした554,000,000円との差額に相 当する金額397,928,971円が減少する。

# X. 著しい債務超過

# その1(債務者は個人)

(貸付金債権の評価/著しい債務超過) 債務者は著しく債務超過の状況にあり、90 万円程度の経常的収入を得ているが、この収入の全額を本件貸付金の返済に充てたとしても、**返済完了までには100年ほどの期間が必要**となるから、経常的収入があることをもって、返済能力があるとは認められないと判断された事例(年月日不明の日における相続開始に係る相続税の更正処分等・一部取消し)(平19-06-29裁決)【大裁(諸)18-96】**FO-3-284** 

#### 1.事実

#### (1) 著しい債務超過の状態である

■■■■は、破産の宣告は受けていないものの、所有する資産の価額は、合計 ■■■■■■であるのに対し、債務の額は、本件貸付金を除いても合計 ■■■■■■であり、著しい債務超過の状態にあることが認められる。

#### (2) 返済能力

■■■■は、■■■■等で 900 万円程度の経常的収入を得ているが、この収入の全額を本件貸付金の返済に充てたとしても、返済完了までには100年ほどの期間が必要となり、更にこの間の最低生活費等を考慮すると、返済完了までの期間が更に長期化することとなることから、■■■■等の経常的収入があることをもって返済能力があるとは認められない。

#### (3) 相続開始日の現況

なお、本件相続開始日において、準消費貸借の成立の際に差し入れられた ■■■■及び■■■振出しの約束手形が存在するが、本件相続開始日において、 ■■■■の売上額は■■であり、事業活動を行っていなかったと認められること、また、■■■及び■■■は債務超過の状況であったことからすると、当該手形上の 権利を行使することによって、本件貸付金を回収することは著しく困難であったと認め られる。

#### (4) 結論

以上のことからすると、本件貸付金は、本件相続開始日において回収が不可能又は 著しく困難であったと認められ、本件**貸付金の価額は零円とするのが相当**である。

# その2個人(H)の対する貸付金債権(評価額は0円)

(財産の評価(貸付金債権)) **貸付金債権に係る債務者に返済能力等が認められないから、その貸付金債権の評価額は零円であるとした事例**(平成19年10月相続開始に係る 相続税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分・一部取消し・平24-09-13 公表裁決) 【国税不服審判所ホームページ】J88-4-17

請求人は、平成19年10月〇日(以下「本件相続開始日」という。)に死亡したJ(以下「被相続人」といい、被相続人に係る相続を「本件相続」という。)の子

#### 貸付金債権の評価額

評価通達205に定める「その他その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」には、債務者が個人である場合には、債務者の債務超過の状態が著しく、その者の信用、才能等を活用しても、現にその債務を弁済するための資金を調達することができないだけでなく、近い将来においても調達することができる見込みがない場合も含まれると解される(P23 と同じ文言)ところ、貸付金債権の債務者であるHが、この場合に該当するか否かについて、以下検討する。

1. まず、Hの資産状況等についてみると、平成18年分ないし平成20年分の市民税の課税実績はなく、本件相続開始日において少なくともh市内に不動産を有していなかったことが認められ、また、当審判所の調査の結果によってもH名義で返済原資となるような預金を保有していた事実は認められない。

このような資産状況等であるにも関わらず、Hは、少なくとも合計**100,000,000円** 程度の被相続人からの借入金を有していたというのであるから、Hは著しい債務超過の状態にあったと判断するのが相当である。

- 2. 次に、Hが被相続人からの借入金を返済するための資金調達が可能か否かをみると、本件相続開始日を挟んで3年分連続して市民税の課税実績がないことからすると、収入面からの返済原資は期待できないということができ、また、少なくともその住所地であるh市内に不動産を所有しておらず、他に返済原資に当てることのできる不動産を所有している様子もうかがわれず、返済原資となるような預貯金の存在も確認できない。そうすると、Hはその収入及び資産からみて被相続人からの少なくとも100,000,000円程度も残っている借入金を返済するための資金を調達することは極めて困難であるということができる。
- 3. さらに、本件の全証拠によっても、本件催告書を受け取った平成17年2月以降、H は被相続人に対して**借入金の一部でも返済した事実は認められず**、また、被相続人 もHに対して貸付金の返済を受けるための何らかの手続(強制執行手続)を採った事 実が認められないことからすると、**Hに弁済能力がないことを被相続人も認識していた** 様子がうかがわれる。
- 4. 加えて、当審判所に提出された全証拠によっても、Hの具体的資力、返済能力等

を裏付ける証拠は認められずHの当審判所に対する答述を踏まえ、当審判所において実施した調査によっても、**Hの具体的資力、返済能力を認めるに足りる証拠は見いだせない**。

5. 以上のことからすると、Hは、本件相続開始日においては、上記のとおり著しい債務超過の状態にあって、現に被相続人に対する債務を弁済するための資金を調達することができないのみならず、近い将来においても調達することができる見込みがないというべきであるから、の法令解釈に照らせば、被相続人のHに対する貸付金債権については、評価通達205に定める「回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」に該当するというべきである。

そうすると、被相続人のHに対する貸付金債権の評価額は零円となるのであるから、 原処分庁の上記主張は採用することができない。

# XI.回収が著しく困難な状況を認めた裁決(更正の請求が認められた)

(貸付金債権の評価/回収が著しく困難な状況) 相続財産としての本件貸付金債権は、相続開始時点において、その回収が著しく困難な状況にあり、財産的価値はないものと認められるとして、**原処分の一部が取り消された事例**(平成10.10.4・一**部取消し**、平14-06-28裁決)【情報公開法第9条第1項による開示情報】TAINS F0-3-041

#### 1 事 実

#### (1) 事案の概要

審査請求人甲ほか■名(以下「請求人ら」という。)は、**平成10年10月4日**(以下「本件相続開始日」という。)に死亡した乙(以下「被相続人」という。)の共同相続人であるが、本件は、請求人らが相続財産として申告した貸付債権及び土地建物について、当該**貸付債権の財産的価値の有無**及び被相続人が担保提供した当該土地建物の評価額を争点とする事案である。

#### (2) 基礎事実

以下の事実は、請求人ら及び原処分庁の双方に争いがなく、当審判所の調査によってもその事実が認められる。

#### イ 貸付債権関係

(イ) 被相続人は、平成10年6月20日付で、株式会社■■■■(以下「丙社」という。)

との間で、次のような内容の合意書(以下「本件合意書」という。)を取り交わしている。

A 貸主被相続人と借主丙社との間の平成10年6月20日における金銭消費貸借残高(以下「本件貸付債権」という。)は、次表のとおりである。

(単位 円、%)

順号	金銭消費貸借額	利率	支払済金利	計算期間最終日
1	69,500,000	6.0		平成 10 年 4 月 10 日
2	55,000,000	10.0		平成 10 年 4 月 10 日
3	54,500,000	6.0		平成 10 年 4 月 10 日
4	5,000,000	6.0		平成 10 年 4 月 10 日
合計	184,000,000			平成 10 年 6 月 20 日

- B 丙社の経営状態が直ちに改善に向かう傾向ではなく、会社倒産の危機もあり得るので、今後、上記表の順号①ないし③については平成10年4月11日以降、④については平成10年6月21日以降の利子を減免し、金利相当額は元金に充当する。
- (ロ) 丙社の代表取締役は、■■■■(以下「■■」という。)である。
- (ハ) 請求人らは、平成11年6月11日、被相続人に係る相続税について、本件貸付債権を相続財産として申告(■■■■が50,000,000円、■■■■が134,000,000円)しているが、その際、丙社の財政状態等からして返済不可能な状態にあるから、債権放棄する予定であり、その場合には更正の請求をする旨の文書を提出している。
- (ニ) **丙社は、平成11年8月16日**、親会社である株式会社■■■■■■ (以下「■■■■■■■」という。)の倒産に連鎖して**倒産した。**

#### 2 主 張

#### (1) 貸付債権関係

#### イ 原処分庁

- (イ) 貸付金債権の評価については、債務者の営業状況、資産状況等が客観的に破たんしていることが明白で債権の回収の見込みがないことが客観的に確実であるときは、当該回収できない金額を貸付金の元本の評価額に算入しないと解されているところ、本件貸付債権については、本件合意書において、丙の経営不振の状況から利息を減免する旨合意されているが、元本について、むしろその存在を明確に確認し合っている。
- (ロ) また、丙社の損益計算書によれば、本件相続開始日の属する平成10年4月1日から平成11年3月31日までの事業年度(以下「平成11年3月期」という。以下同じ。)における売上金額は400,714,307円であり、さらに相続開始当時、手形交換所における取引の停止処分を受けた等の事実もなく、営業活動を継続していることが

認められる。

(ハ) そうすると、相続開始時に丙社の営業状況、資産状況が客観的に破たんしていることが明白で債権の回収の見込みがないことが客観的に確実であるとは認められないから、本件貸付債権は財産的価値がないとする更正の請求には理由がない。

#### ロ 請求人ら

次のとおり、本件貸付債権については、本件相続開始日において財産的価値がないものを申告したのであるから、減額更正を求める。

- (イ) **丙社は、平成5年3月期において既に債務超過**となっており、相続開始後特別な事象が起こっていないにもかかわらず、約10か月後に倒産していることからして、相続開始時においても重大な債務超過に陥っていたことは明らかである。
- (ロ) 倒産の危険性については、本件合意書において、丙社の代表者である■■自 身がその懸念を表明している。
- (ハ) したがって、本件貸付債権については、財産評価基本通達(昭和39年4月25日付直資56ほか、ただし、平成11年3月10日付課評2-2ほかによる改正前のものをいい、以下「評価通達」という。)205(貸付金債権等の元本価額の範囲)の例示にある「事業の廃止又は6か月以上の休業」に準じた状況にあったこと、又は少なくとも、同**通**達に定める「その他その回収が不可能又は著しく困難であるとき」に該当するから、財産的価値がなかったものである。
- (二) 原処分庁は、異議決定書の中で、丙社が売上げを計上しているから営業が破たんしていないとしているが、余りに短絡的な判断であり、売上計上額からのみでは同社の事業状態は判断できないと考える。

#### 3 判 断

- (1) 貸付債権関係
- イ 請求人らの提出資料、原処分関係資料及び当審判所の調査によれば、次の事 実が認められる。
- (イ) 丙社は、昭和49年に設立され、旧商号を株式会社■■■■■といい、貸金業を営んでいた。
- (口) 住所
- (ハ) 同社の法人税の確定申告書は、平成11年3月期まで提出されており、それによれば、事業種目は、建築業及び貸金業となっている。
- (二) 同社の確定申告書に基づき、平成11年3月期以前5事業年度の営業状況及び営業損益の状況を整理すると次表のとおりであり、**多額な支払利息によって、平成11年3月期を除いて営業赤字が続いている。**

(単位 千円)

決算期	営業収入	営業損益		販管費	当期損益
		建設損益	貸金損益		
			(うち支払利息)		
平成7年	18,545	117,858	△103,183	5,358	△2,230
3月期	642,860		(121,728)		
平成8年	14,658	62,104	△112,711	4,229	△61,104
3月期	663,345		(127,369)		
平成9年	11,457	54,130	△106,761	7,841	△64,372
3月期	555,325		(118,218)		
平成 10 年	20,829	42,507	△76,529	4,854	△43,240
3月期	516,425		(97,358)		
平成 11 年	4,470	19,738	△18,744	2,524	268
3月期	395,244		(23,214)		

- (注) 営業収入の上段は貸金業に係る利息収入であり、下段は建設業に係る収入である。
- (ホ) 建設関係の売上げは、すべて■■■■■■(親会社)に対するものである。
- (へ) 平成11年3月期の確定申告書によると、従業員は1名とされているが、人件費の計上がない。
- (ト) 丙社の資産・負債の状況は、次表のとおりである。

(単位 千円)

決算期	総資産額	総負債額	純資産額
平成 7年3月期	1,035,047	1,187,078	△152,031
平成 8年3月期	1,122,318	1,335,454	△213,136
平成 9年3月期	1,160,742	1,438,251	△277,508
平成 10年3月期	1,035,633	1,356,382	△320,749
平成 11年3月期	920,835	1,241,315	△320,480

決算期	貸付金	短期借入金	長期借入金
平成7年3月期	608,520	796,589	345,370
平成8年3月期	584,444	857,100	309,466
平成9年3月期	577,302	846,500	295,853
平成10年3月期	557,951	814,000	285,108
平成11年3月期	580,298	873,981	282,489

- (チ) 平成8年3月期以降の短期借入金は、すべて個人及び事業法人からのものである。
- (リ) **貸金業に係る貸付金及び未収入金**は、前期に比較してほとんど変化しておらず、 **ほとんど回収不可能な不良債権**であると認められる。
- (ヌ) 丙社は、本件相続開始日において、破産、和議、会社更生あるいは強制執行 等の手続開始を受けたり、又は事業閉鎖等の事実はない。
- ロ 相続税法第22条(評価の原則)は、中略
- ハ 上記1の(3)及び上記イの事実を上記口に照らして判断すると、次のとおりである。
- (イ) 丙社は、上記イの(ニ)及び(ト)のとおり、**多額の借入金とそれに係る金利の支払のため、平成7年3月期から平成10年3月期まで赤字決算と債務超過の状態が続い**ており、平成11年3月期において、ごくわずかの当期利益はあるものの、**営業規模は大幅に縮小され、借入金残高がほとんど減少していない**にもかかわらず、支払利息の計上額が急減していることからみても、その**営業活動が悪化していることは明らか**であると認められる。
- (ロ) また、①上記イの(リ)のとおり、資産のうち貸付金については、貸金業に係る不良債権と認められること、②営業活動に係る基本的な経費である人件費の計上がなく、しかも、建設売上げはすべて親会社である■■■■■■に対するものと認められること、③短期借入金の借入先は、すべて個人及び事業法人からのものであり、正常な金融取引がなされていたとは必ずしもいえないことなどから判断すると、丙社自らの資金調達は困難な状況にあり、丙社としての営業活動の実態はほとんどないものと認めるのが相当である。
- (ハ) 以上のことからすれば、丙社においては、上記イの(ヌ)のとおり、本件相続開始 日現在において、破産、和議、会社更生あるいは強制執行等の手続開始を受けた り、又は事業閉鎖等の事実は認められず、一見、営業活動は継続していると認めら れるものの、その実態は極めて危機的な状況にあったものというべきであり、上記 イの(ル)の事情も考慮すると、本件貸付債権の回収は著しく困難であると認めるの が相当であり、本件貸付債権については、財産的価値がなかったものと判断する のが相当である。
- ニ なお、原処分庁は、本件合意書について、むしろ本件貸付債権の存在を明確に 確認し合っているとするが、本件合意書の本来の趣旨は、利息の減免にあり、丙社 の倒産の危機があり得ることについて、当事者間で確認し合ったもので、貸金の返済を確約したものではないとみるのが相当である。

#### (3) 結論

以上の結果、上記(1)のとおり、本件貸付債権の**184,000,000円については、 財産的価値がなかったものと認められることから、その価額は零円**となり、本件相続 に係る課税価格の計算上、■■■■については50,000,000円、■■■■につい ては134,000,000円の減額となる

# Ⅲ.そもそも貸付金は存在しないとした裁決

(貸付金債権の存否/同族会社への債務の整理資金の贈与) 原処分庁が、被相続人がA社に貸し付けたものと認定した貸付金は、被相続人からA社の債務の整理資金として同社に贈与されたものであるから、貸付金は存在しないとして、相続税の決定処分等が取り消された事例(昭和62年12月17日付でされた昭和■■年■■月■■日相続開始に係る 相続税の決定処分及び無申告加算税の賦課決定処分・全部取消し・平元-02-23裁決) 【名裁(諸)63-95】F0-3-589

#### 1.原処分庁の主張

■■■■は、昭和60年4月5日に本件金員を被相続人からの長期借入金として受け入れている。

したがって、本件金員相当額を貸付金として相続税の課税価格に算入した決定処分 は適法である。

#### 2.判断

- (1).会社の処理
- ■■■■の経理担当者は、①同社が昭和60年4月5日に被相続人から本件金員を受け入れたことについて、その理由を確認することなく長期借入金として経理したが、決算に当たって同社の代表取締役から本件金員は被相続人から贈与されたものであると指摘された旨②かねがね、被相続人が同社の借入金、従業員退職金等の債務は本件土地を売却してでも弁済し、他人に迷惑を掛けないと語っていた旨答述している。
- (2).親族の答述

被相続人の親族■■■■■は、被相続人が生前私財の提供により■■■■■の 債務を整理したいと語っていた旨答述している。

(3).結論

以上総合すると、本件金員は、■■■■■の債務の整理資金に充てるべく**被相続** 人から同社に贈与されたものと認めるのが相当である。 したがって、■■■■に対する貸付金は存在しないので、本件金員相当額を貸付金として相続税の課税価格に算入した決定処分は、その全部を取り消すのが相当である

# XⅢ. 債権の売買(棄却)

東京地方裁判所平成19年(行ウ)第446号法人税更正処分取消請求事件(**棄却**) (控 訴) 国側当事者・国(川口税務署長) 平成21年2月27日判決【税務訴訟資料 第259号-37(順号11150)】【税務大学校ホームページ】【過大役員報酬及び寄 附金(債権の低額譲渡)の損金不算入の適否】Z259-11150国税庁訴資 Z259-11150

#### 要旨

本件債権譲渡は、債権額が合計2億4812万円余である本件債権(B社への貸付金等)をその約20分の1である代金1240万円余でC社へ譲渡したものであり、譲渡差額は2億3571万円余にのぼる以上、原告において債権譲渡の当時に本件債権が回収不能であったことを立証しない限り、その客観的な事実自体から、譲渡差額はC社に対する経済的利益の無償の供与に当たると推認されるものと解するのが相当である。

#### 1. 原告の債権譲渡

ウ 原告(法人)は、平成14年11月30日付けで、C(法人)に対し、原告がB(法人)に対して有する貸付金1億1653万4336円、未収利息2433万9686円及び未収家賃1億0725万円の合計2億4812万4022円の債権(以下「本件債権」という。)を代金1240万6200円(以下「本件譲渡価額」という。)で譲渡した(以下「本件債権譲渡」という。)

エ 原告は、本件債権の価額と本件譲渡価額との**差額2億3571万7822円**(以下「本件譲渡差額」という。)を、債権譲渡損として、平成14年12月期の特別損失に計上した。

#### 2.争点

本件譲渡差額の損金不算入の適否

#### (被告の主張の要旨)

法人税額の算定における**金銭債権の評価に当たっては、貸倒れにより債権全額を** 回収できないことが明らかとなるなどの事情がない限り、その債権額において資産と 評価することが相当である。本件の債権譲渡時において、Bの資産内容などからする

と、同社が債務超過であったとは認められないし、同債権が貸倒れの発生により回収 できないことが明らかになるとはいえず、本件債権の評価に影響を及ぼすべき事情は ない。したがって、**帳簿価額と譲渡価額の差額は、実質的な贈与であり、寄附金に含 まれる**というべきである。

#### (原告の主張の要旨)

そして、ここにいう時価の算定に当たっては、相続税財産評価に関する基本通達(昭和39年4月25日付け直資56ほか国税庁長官通達。ただし、平成15年5月15日付け課評2-6による改正前のもの)1(2)が、時価とは、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額はこの通達の定めによって評価した価額によるものとし、同通達204及び208が貸付金の評価について規定し、他方、同通達1(3)は、財産の評価に当たって、その財産の価額に影響を及ぼすべきすべての事情を考慮すべきものとしていることを参考にすべきである。

本件では、Bは、平成8年末以降貸付金の返済を一切行っておらず、平成6年以降は、その金利も支払っていなかった。また、Bは、平成5年以降原告に対する賃料も未払であった。その後、平成14年12月期に、利息分220万円及び家賃分900万円を回収したが、それ以上は回収できなかった。こうした事情にかんがみ、原告は、Bに対するこの債権の譲渡価額を帳簿価額の5パーセントとしたのである。

#### 3.判断

#### (1) 本件譲渡差損の取り扱いの原則

本件債権譲渡は、債権額が合計2億4812万4022円である本件債権をその約20分の1である代金1240万6200円で譲渡したものであり、本件譲渡差額は2億3571万7822円にのぼる以上、原告において本件債権譲渡の当時に本件債権が回収不能であったことを立証しない限り、その客観的な事実自体から、本件譲渡差額はCに対する経済的利益の無償の供与に当たると推認されるものと解するのが相当である。

(2) そこで検討するに、前記前提事実、掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

#### (3)ア 債権譲渡に至る経緯

以上の事実を踏まえて検討するに、原告代表者の陳述書である甲9には、原告は、本件債権が実質的に債務超過に陥っている債務者に対する債権であり、かつ、長期間回収不能の状態にあったことから、当該債権の買取先を探したが見つからず、原告が本件債権の債権譲渡を考えているとの情報がBの役員の知るところになり、同社の役員であったFから、暴力団などに債権を売られる危険があるから自分が買い取る旨の申出があり、同人がCを設立し、今後5年間でBから回収することが可能と予測された240万円を基準に、債権額の5パーセントを譲渡代金として原告から本件債権を譲り受けた旨の記載があり、原告代表者の供述にはこれに沿う部分がある。

#### イ Bの財務状況

そして、原告代表者の依頼に係る調査会社の報告書である甲8には、平成13年12月期の時価(正味実現可能価額)ベースの貸借対照表では、Bは7682万円の債務超過となっており、この時点での各債権者に対する配当率は74パーセントである(ただし、会社が任意清算した場合、当該会社の親会社が債務超過額を全額負担することが一般的であるので、Bが任意清算をした場合にBの親会社である原告が本件債権の債権者であったならば、本件債権の実際の債権額は、1億7130万4000円になる。)旨の記載がある。

#### (4)ア Bの財務状況の減額修正の正否

しかしながら、甲8の報告書がBにつき上記(3)イの債務超過額を算定しているの は、同社の貸借対照表に計上された売掛金、仕掛品及び貯蔵品の残高を実質的に 価値がないものとして減額修正した結果(それぞれ、9760万7011円を7628万434 1円へ、9683万2128円を5709万8400円へ、7418万7572円を257万円へ修正し たもの。修正額合計1億3267万3970円)に基づくものであるが、**このような著しく多 額の減額修正をすべき具体的な根拠は示されていない**ので、甲8の記載によっても、 本件債権譲渡の当時、Bが真に債務超過の状態にあったと認めるには足りない。 のみならず、甲8の報告書にも、①Cは、Bの債務を額面金額以下で取得していること から、**実際の債権の取得価額と債務の額面金額との差額について経済的利益**が生じ ており、これについて課税される可能性があること、②金融及び保険業を営む法人以 外の場合は、1年以内の一定の期間ごとに到来する返済に合わせて経済的利益を計 上するという取扱いになっているため、**1年内に返済期限が到来しないものについて** は、一括して経済的利益を計上しなければならず、未収利息の計算について、関係 通達上、債務者が債務超過の状態が相当期間継続して事業好転の見込みがない場 合等は未収利息を計上しなくてもよいという特例が認められているものの、本件譲渡 差額が利息分と認められるかどうかは微妙であり、かつ、3Bが決算書上債務超過に なっていないことから、上記特例が適用される可能性は低い旨の記載があり、同報告

書も、税務申告に当たり、課税庁の認定としては本件譲渡差額が寄附金に計上される可能性が高いとの見解に立っていたことがうかがわれる。

#### イ 原告の事情とBの現況

また、上記(2)アないしオの認定事実によれば、①本件債権は、そもそも、原告の当時の代表者の在任中に、当時倒産の危機にあったBの事業を支援するために行われたものであって、その支援を経て現に事業を維持しているBから原告は継続的な役務の提供等を受けており、このような経緯に照らすと、本件債権は、当初から、取引関係を継続しながら、Bの事業の改善を待って、長期にわたり徐々に回収されることが予定されていたものと推認されること、②Bは、平成14年12月期においては、繰越利益を含めると当期未処分利益を計上し、平成15年12月期及び平成16年12月期においては、当期においても利益を計上し、その利益額も徐々に増額しており、現に平成14年11月の本件債権譲渡後、Cに対しなお少額とはいえ毎月の弁済を行っていることが認められ、これらの事実に照らすと、Bが本件債権を速やかに返済していないことをもって、直ちに、本件債権譲渡の当時、本件債権が回収不能の状態にあったものと認めることはできない。

(5) 以上に検討したところによれば、前記(3)ア及びイの各証拠を含む本件の全証拠によっても、本件債権譲渡の当時において、Bが債務超過状態にあって本件債権が客観的に回収不能であったと認めるには足りず、本件債権譲渡を本件譲渡価額で行うことについて合理的な理由があったと認めることはできないので、この点に関する原告の主張は、理由がない(なお、法人税の課税物件としての債権額の評価について、相続税財産評価に関する基本通達が適用される余地はないので、本件譲渡価額に係る同通達を根拠とする原告の主張も、理由がない。)。

したがって、本件譲渡差額は、原告のCに対する経済的利益の無償の供与に該当するので、法人税法37条7項に規定する**寄附金として計上すべきものであり、これを 損金の額に算入することはできない**というべきである。

東京高等裁判所平成21年(行コ)第106号法人税更正処分取消請求控訴事件 (棄却)(確定)国側当事者・国(川口税務署長)平成21年11月26日判決【税務訴 訟資料 第259号-218(順号11331)】【税務大学校ホームページ】 Z259-11331

# 第2章 債務免除

# I. 同族会社の株主である被相続人が生前会社に対して行った債務免除(一部取消し)

浦和地裁昭和54年(行ウ)第4号相続税更正処分等取消請求事件(**一部取消し**) (双方控訴)国側当事者·浦和税務署長 昭和56年2月25日判決 TAINS Z116-4744

#### 1. 事件の概要

- (1) 相続税法64条は、一定の要件のもとにおいて税務署長に同族会社の行為 又は計算を否認できる旨を定めた規定であるが、同条1項にいう「同族会社の行 為」とは、その文理上、自己あるいは第三者に対する関係において法律的効果 を伴うところその同族会社が行う行為を指すものと解するのが当然である。そうだとす ると、同族会社以外の者が行う単独行為は、その第三者が同族会社との間に行なう契 約や合同行為とは異って、同族会社の法律行為が介在する余地のないものである以 上、「同族会社の行為」とは相容れない概念であるといわざるをえない。
- (2) 課税庁は、同族会社の役員等の行為(単独行為を指すものであろう。)は同族会社の行為と同視することができる旨主張するが、少なくとも税法の分野においては、同族会社とその役員等の個人とは明確に別個の法人格であることを前提とし、そのために所得税法157条、相続税法64条等の規定が置かれているのであるから、右主張は採用することができない。

## 2. 原告および被告の主張

原 告	被 告
(1) 債務免除の法律効果	(1) 規定の適用範囲
同条は、「同族会社の行為又は計算」	相続税法64条は、相続税につき同
について、一定の要件のもとにこれを否	族会社のいわゆる「租税回避行為」を防
認し、税務署長の認めるところにより課	止し、税務署長に相続税の更正、決定
税価格を計算することができるものと定	に際し、同族会社の行為又は計算を否
めている。しかし、 <b>法が税務署長に認め</b>	認し、それを正常な行為又は計算に引

ている否認の対象は、あくまでも「**同族** 会社の行為又は計算」であり、その 他の第三者の行為まで否認しうるものではない。

ところが、本件債務免除は、第三者 である染吉(被相続人)の行為であ り、同族会社である株式会社岡田の行 為又は計算ではない。

民法第519条の定めるところによれば、債務免除は、債務者の単独の意思表示によって行ないうる単独行為であり、債務者側の何らの行為も要求していない。したがって、仮に本件債務免除により相続税軽減の効果が生じたとしても、それは、染吉の行為又は計算の結果であり、同族会社の行為又は計算の結果ではない。

#### (2) 立法趣旨

もともと同族会社の行為又は計算の否認の規定の立法趣旨は、法人が純経済人として経済的合理的に行為計算を行うことを予定して、かような合理的行為計算に基づいて生ずる所得に課税し、租税収入を確保しようとするところにあり、同族会社であるが故に非同族会社であれば選択しないであろう不合理な選択をした場合にこれによって生ずる課税の不公平を除去することを目的とする。

ところで、本件においては、法人は、 債務免除を受けた側であり、債務免除 を受けることによって一方的に利益を受 けることになるから、仮に債務免除を受 けることが法人の行為又は計算と判断さ れるとしても、この債務免除を受けた法 き直して課税価格を計算しうる権限を付与したものである。

ところで、現行法上、行為計算の否認 規定は、相続税法64条、所得税法157 条及び法人税法132条に明記されてい るが、その**立法理由**は、税法施行以来 同族会社又は財産保全会社等のような 家族的な会社組織を利用して、当該会 社とその株主等との間に種々の取引を 行った形跡をとり、これによって所得税 の軽減を図ろうとする者が多く、課税の 公平面から放置できない状態に至った からである。

否認の対象となる行為の範囲は、同族会社とその株主等との間における行為に限定されていたが、その後の実績に照らすと、いまだ所得税逋脱を防止することができなかったので、否認規定の整備が要望されていた。そこで、同族会社の所得計算上所得税逋脱の目的があると認められる場合における認定課税の範囲を拡張し、単に同族会社と株主等との間における行為に限定せず、広く同族会社の行為又は計算にして、株主等の所得につき逋脱の目的ありと認められる場合には否認しうることとした。

そして、相続税法においては、昭和2 5年3月31日法律第73号により初めて 右否認規定が設けられ、そこでも「同族 会社の行為又は計算」との文言が用い られている。このような立法の経緯から みると、相続税法64条における「同族 会社の行為又は計算」の意味を「同族 会社が行う行為」と限定解釈するの は誤りであり、「同族会社とかかわ 人の行為又は計算は、何ら**経済的合理性に欠けるところはない**。

りのある行為」と解すべきである。特に、会社の役員あるいはこれを支配する株主等の行為は、その密接不離の関係からみて、同族会社の行為と同視することができるというべきである。

# (2) 事実認定

本件債務免除の法律上の形式は、染 **吉の単独行為**ではあるが、① 本件債 務免除のされた昭和50年2月1日当 時、債務者である株式会社岡田は、社 員全員が債権者染吉の身内の者であ る同族会社であり、染吉がその代表 取締役であるという極めて密接な人 **的関係が存していた**こと、② (中略)、 同会社が染吉に対し負担する債務を 弁済する能力を有していないとは到 底いえないこと、③ 同会社は、土地譲 受代金未払金、借入金等多額の債務を 負担し、銀行借入等に障害があったの で、財務内容の改善を図る必要があ ったこと、④ 本件債務免除に関する書 類として、原告岡田力が関東信越国税 不服審判所に提示した「債権放棄 書」の写には、債権者染吉の押印を 欠くのみならず、債権放棄の事情に ついて何ら記載されていないこと等か ら、本件債務免除の経済的実質は、同 族会社の行為と同視しうるものであ る。そして、本件債務免除によって染吉 に係る相続税を不当に減少させる結果 となることは明らかである。

#### (3) 結論

したがって、本件債務免除について 相続税法64条を適用したことは正当で ある。

#### 3. 判断

本件債務免除の否認の当否について判断する。

被相続人岡田染吉が昭和50年2月1日同族会社である株式会社岡田に対して有する貸金等の債権合計2248万7008円を免除したことは、当事者間に争いがなく、その行為が相続税法64条の否認の対象に当るかどうかが第一の争点である。

本件債務免除が法律上染吉の単独行為であることは、被告も争わないところである。 次に、同条は、一定の要件のもとにおいて税務署長に同族会社の行為又は計算を 否認できる旨を定めた規定であるが、同条1項にいう「同族会社の行為」とは、その 文理上、自己あるいは第三者に対する関係において法律的効果を伴うところのその同 族会社が行なう行為を指すものと解するのが当然である。そうだとすると、同族会 社以外の者が行なう単独行為は、その第三者が同族会社との間に行なう契約や合同 行為とは異って、同族会社の法律行為が介在する余地のないものである以上、「同 族会社の行為」とは相容れない概念であるといわざるをえない。

ところで、被告は、同族会社の行為、計算の否認規定が創設された沿革等を根拠として、「同族会社の行為」を「同族会社とかかわりのある行為」と解すべきであると主張する。

大正12年法律第8号所得税法中改正法律によって、(中略) 同族会社自身による租税回避行為を防止しようとすることにあったといわれる。したがって、右規定にいう「同族会社と特殊関係者との間における行為」とは、同族会社と特殊関係者とが行う行為、すなわち、両者間の契約又は合同行為を指すものであって、これに特殊関係者の単独行為が含まれると解すべき理由はない。(中略)

大正15年法によって否認の範囲が拡張されているとはいえ、**あくまでも同族会社が行う行為の枠内においてであって、文理上これと相容れない第三者の単独行為までが右範囲に含まれるとは解されないことは、従前と何ら変りがない**のである。

結局上記立法の沿革等に照らしても、「同族会社の行為」が第三者の単独行為を含むものとは解されないし、いわんや、被告主張のような「同族会社とかかわりのある行為」という茫漠たる内容の解釈が許されるものでない。

もっとも、終戦後相続税法に同族会社の行為、計算の否認規定が導入されたことによって、大正12年の創設当時目的とされた同族会社の租税回避行為防止のほかに、同族会社と特別の関係がある個人の相続税等の回避行為を防止する機能をも有するに至ったことは、同法64条1項の規定からも明らかである。したがって、右導入を契機として、否認の範囲を直接同族会社関係者の行為にまで拡張することも可能ではあったが、もとより立法政策の問題であり、そのような特別な立法がされず、従来の税法に

おけると同一の表現を借用している以上、**相続税法の解釈において従来のそれを拡張することは、租税法律主義の原則にも反し、到底賛成することができない**。

また、被告は、同族会社の役員等の行為(単独行為を指すものであろう。)は同族会社の行為と同視することができる旨主張するが、少なくとも税法の分野においては、同族会社とその役員等の個人とは明確に別個の法人格であることを前提とし、そのために所得税法157条、相続税法64条等の規定が置かれているのであるから、右主張も採用することができない。

以上のとおりであるから、本件更正処分において、被告が、本件債務免除の存在を 認めながら、相続税法64条を適用してこれを否認したことは、その余の点について論 ずるまでもなく、同条の解釈を誤ったものというべきである

#### 4. 守田のコメント

# (1) 文理解釈と趣旨解釈

原告が、「同族会社の行為又は計算」であり、その他の第三者の行為まで否認しうるものではない。被告は、その立法趣旨から「同族会社とかかわりのある行為」と主張が対立した。裁判所は、被告の解釈は、「拡張することは租税法律主義の原則に反している」と結論付けている。

## (2) 被相続人の単独行為

本件においては、債務免除を被相続人の単独行為としているが、**同族会社において** 「受け入れの議事録」を作成していた場合は、どうなるかは?

#### (3) 遺言により債務免除した場合

判決文、文理解釈から見ても「遺言による債務免除」についても、同様な結果にならなければならないと考える。

しかし、遺言の法律効果は、相続開始の時であるので、それまでの「当該同族会社の業績」が不確定要素となる(業績が回復している場合には、債務免除の段階で法人税課税、株主間の贈与税課税)が発生する可能性もある。

結局、贈与の方が時期を選択出来て機能的に法律効果を生み出すことができる。

#### (4) 死因贈与契約について

相続税法においては、その第一条の三において、相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ)と規定されており、死因贈与は遺贈と同じに考えられている。

よって、法解釈上は、遺贈による債務免除が認められるのであれば死因贈与による

債務免除も認められることとなる。

# Ⅱ. 相続開始後に行われた債務免除等(棄却)

(貸付金債権の評価/債務免除)被相続人が同族会社に交付した貸付金は債務免除又は贈与されたものであるから、相続開始日現在において存在していなかったという請求人の主張が排斥され、当該貸付金は相続財産であり、回収の見込みがないとは認められないと判断した事例(■■■■■■相続開始に係る相続税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分・棄却・平20-03-04裁決) 【大裁(諸)平19-38】 【情報公開法第9条第1項による開示情報】F0-3-235



## 1 事 実

#### (1) 事案の概要

本件は、審査請求人総代■■■■ほか3名(以下「請求人ら」という。)が、法人に対する貸付金が存在しており相続財産であるとしてなされた相続税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分について、当該貸付金は相続開始日において存在せず、仮に存在するとしてもその回収の可能性がないから評価額は零円となるとして、その全部の取消しを求めた事案であり、争点は、貸付金の存否及びその価額である。

#### (2) 審査請求に至る経緯及び基礎事実

次の事実については、請求人ら及び原処分庁の間に争いはなく、当審判所の調査によってもその事実が認められる。

#### イ 省略

口 被相続人は、■■■■■■■■■ (以下「■■■■」という。)に対し、平成14年5月17日、同年8月30日、同年10月17日、平成15年3月17日、同年7月7日、平成16年2月13日及び同年4月26日にそれぞれ■■■■■、合計■■■■■の資金を交付し、■■■■は、これらを平成13年7月1日から平成14年6月30日までの事業年度(以下「平成14年6月期」という。)、平成14年7月1日から平成15年6月30日までの事業年度(以下「平成15年6月期」という。)及び平成15年7月1日から平成1

6年6月30日までの事業年度(以下「**平成16年6月期**」という。)の**各総勘定元帳の短期借入金勘定に計上した**(当該合計■■■■■▼、以下「**本件貸付金**」という。)。

- ハ ■■■■■と被相続人の間で、本件貸付金に係る**返済方法、返済期日及び利息の取決めはなかった**。
- ニ ■■■■■は、本件貸付金に係る債務を免除されたとして相続開始直後の ■■■■■■■■に総勘定元帳の短期借入金勘定から■■■■■を減額すると ともに、同額の債務免除益を特別利益に計上して、法人税の確定申告をした。
- へ ■■■■■の平成14年6月期、平成15年6月期及び平成16年6月期の売上高・経常損益及び減価償却費は次表のとおりである(真っ黒で分からん)。
- ト 共同相続人らは、本件相続に係る相続税について、別表の「当初申告」欄の とおり法定申告期限内に申告した(真っ黒で分からん)。
- チ 資料は真っ黒で分からないので省略
- (3) 関係法令等 省略
- 2 主 張 省略
- 3 判 断
- (1) 本件貸付金の存否
- イ 客観的証拠なき主張(客観的事実と請求人らの主張)

請求人らは、平成14年の交付金合計■■■■■■は、貸付金であるが、**平成15年1** 月に債権放棄され、平成15年以降の交付金合計■■■■■は、貸付金ではなく、 交付の都度贈与されたものである旨主張する。

しかしながら、上記各交付金は、上記1の(2)の口のとおり、いずれも各交付のときに■■■■において短期借入金勘定に計上されており、そして、同二のとおり、
■■■■■が本件貸付金について債務免除を受けたとして特別利益に計上したのは、本件相続開始日後の■■■■■■■■であるから、上記各交付金は、いずれも貸付金であり、これが本件相続開始日現在において存在していたことは明らかである。

したがって、本件貸付金は、相続財産であると認められる。

請求人らは、上記のとおり、平成14年の交付金につき、債権放棄の主張をし、平成15年以降の交付金につき、贈与の主張をするが、これを裏付ける債権放棄書や贈与契約書などの客観的な証拠は提出されていないだけでなく、かえって、被相続人が■■■■■に対して債権放棄や贈与の意思表示を行っていないことは、請求人らも認めるとおりである。請求人らは、被相続人が、■■■■■の要請の都度、資金交付をし、会社存続のためであることを表明していること、それ以前に拠出した資金の返還請求などは一切行っていないことを指摘するが、これらの事情は、いずれも貸付金の成立及び存続と矛盾するものではないから、債権放棄又は贈与の意思表示があったと認めるには足りない。

そして、上記のとおり、■■■■■は、被相続人から資金の交付を受けたその都度、各事業年度の総勘定元帳に短期借入金として計上しており、この扱いは、請求人らが債権放棄があったと主張する平成15年1月の前後を通じて本件相続開始日まで変わらなかったのであるから、本件相続の開始前に債権放棄又は贈与の意思表示があったと認めることはできない。

#### ロ 相続開始前の事実

# ハ 相続税の更正処分と法人税の減額更正

また、**請求人**らは、原処分庁が相続税の更正処分を行いながら、■■■■■ の平成16年6月期の**法人税の確定申告について債務免除益の計上を減額更正** しないことは整合性に欠ける旨主張する。

しかしながら、本件貸付金が本件相続開始日現在において存在し相続財産に該当することは、上記イのとおりであり、**更正処分について違法かどうかの判断は、この点の検討だけで足りる**というべきであり、■■■■■の平成16年6月期の法人税の確定申告の内容に左右されるものではない。

したがって、請求人らの主張は採用できない。

#### (2) 本件貸付金の価額 省略

# 第3章 取得時効(全部取消し)

# I. 更正の請求/基礎となった事実関係に関する判決等(取得時効)

相続により取得した財産に係る相続開始前における所有権の取得時効の完成、所有権の取得という事実が判決により後発的に確定した場合、当該判決は、国税通則法第23条第2項第1号にいう判決に当たり、当該事情を財産の価額に与える影響要因として考慮した場合には、その財産の価額は零円とみるのが相当とした事例(平成12年5月相続開始に係る相続税の更正の請求に対してされた更正をすべき理由がない旨の通知処分・全部取消し・平19-11-01裁決)【裁決事例集第74集1頁】裁決年月日 H19-11-01

裁決事例集 J74-1-01

# 1 事 実

# (1) 事案の概要

本件は、共同審査請求人総代Aほか2名(以下「請求人ら」という。)が、相続により取得した土地について、相続開始前において既に取得時効が完成していた事実を認めた判決が確定したことから、国税通則法(以下「通則法」という。)第23条《更正の請求》第2項第1号の規定により更正の請求をしたところ、原処分庁が更正をすべき理由がない旨の通知処分を行ったことから、その全部の取消しを求めた事案であり、争点は、相続開始前において既に取得時効が完成していた事実を認めた判決が確定したことが、同号に規定する「課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に関する訴えについての判決(判決と同一の効力を有する和解その他の行為を含む。)により、その事実が当該計算の基礎としたところと異なることが確定したとき。」に該当し、それにより同条第1項第1号に規定する納付すべき税額が過大であるときに該当することとなるか否かである。

#### (2) 関係法令

民法第162条《所有権の取得時効》第1項は、**20年間、所有の意思をもって、平穏にかつ公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する旨規定**している。 また、**民法第145条《時効の援用》は、時効について、当事者がその援用をすることを要する**旨、同法**第144条《時効の効力》**は、**時効の効力は、その起算日にさかのぼる旨規定**している。

#### 2. 主 張

#### (1)原処分庁

イ 時効による所有権取得の効力は、時効期間の経過とともに確定的に生じるものではなく、時効により利益を受ける者が時効を援用することによって初めて確定的に生じるものであり、逆に占有者に時効取得されたことにより所有権を喪失する者は、占有者により時効が援用された時に初めて確定的に所有権を失うものであると解されている。

そうすると、民法第144条により時効の効力は起算日にさかのぼるとされているが、 時効により所有権を取得する者は、時効を援用するまではその物に対する権利を取 得しておらず、時効取得により所有権を喪失する者は、占有者が時効を援用す るまではその物に対する権利を有していたということになる。

本件相続開始日においては、本件土地についてDらによる時効の援用がなかったのであるから、相続開始時では請求人らが本件土地の所有権を有していたものと認められ、また、本件土地の評価についても、後記のとおり、何らしんしゃくする必要はないことから、本件更正の請求は、課税標準等又は税額等の計算の基礎に変更を生じたものとは認められない。

- □ 通則法第23条第2項が適用されるためには、納税申告時には予想し得なかった 事由が後発的に発生したのみではなく、これにより課税標準等又は税額等の計算 の基礎となった事実関係又は税額等の計算の基礎に変更を生じ税額の減額をす べき場合であることが必要である。
- (イ) 上記イのとおり、相続開始時において時効が完成している場合においても、 課税標準等又は税額等の計算の基礎に変更を生じたものとは認められない。
- (ロ) 相続税法第22条は、「相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時における時価」によることを定めており、この規定によると、特段の定めがある場合を除いて、相続開始後において生じた要因は何ら考慮する余地はないと解される。

本件においては、外観上判然としない援用権の付着という内在的瑕疵が、時効の援用による所有権の喪失という形で顕在化したが、それは飽くまでも相続開始後に行われた行為によるものであるから、相続開始時を課税時期とする相続税においては評価上何らしんしゃくする必要はない。また、時効が成立した後においては、援用権者の意思によっていつでも時効の援用が行われる可能性があるが、一方援用しない場合も当然考えられ、相続開始時において時効の援用自体が不確定な要素であるといえる。 さらに、相続税法において、援用権の付着している土地について評価減を行う旨の特段の規定は存しないことから、課税価格の計算上減額することはできないし、財産評価基本通達においても、援用権自体は独立した権利として土地に付着したものではなく、財産性が認められないことから相続開始時において評価上何らしんしゃくする必要はない。

#### 3 判 断

# (1) 本件規定の適用について

民法第162条及び第145条が、一定期間の権利の行使と時効の援用により取得時効の効果が生じると規定していることからすると、取得時効の効果は、時効期間の経過とともに確定的に生じるものではなく、時効により利益を受ける者が時効を援用することによって初めて確定的に生じるものと解され、他方、ある一つの権利の取得時効の時期と喪失の時期とは同一であるとするのが合理的であるから、時効取得されたことにより権利を喪失する者は、時効が援用されたときに初めて確定的に権利を失うものと解される。すなわち、時効により所有権を取得する者は、時効を援用するまでは所有権を取得しておらず、他方、取得時効により所有権を失う者は、時効が援用されるまではその所有権を失っていないということができる。

これに対し、民法第144条は時効の遡及効を規定するが、この規定の趣旨は、時効による権利の得喪から生じる諸問題について、永続する事実状態を尊重しつつ、一挙かつ簡明に処理するため、時効の私法上の効力について起算日まで遡及させるところにあり、この規定は、経済実態的にも原状回復を指向する民法第545条《解除の効果》第1項などと異なり、経済実態的な事実関係までも遡及的に覆すものではなく、時効の効果は民法第145条に規定する時効の援用を停止条件として確定的に生じると解されることからすれば、相続による遺産の取得という経済実態に対する課税場面である本件に民法第144条の規定は適用されず、課税上、所有権の時効取得の効果は遡及しないというべきである。

そうすると、本件においては、所有権の取得時効が援用されたのは本件相続開始 日より後のことであり、本件判決によっても、本件相続開始日においては、本件土地は 被相続人の遺産であったことに変わりはないから、時効の遡及効により本件土地が 被相続人の遺産でなくなったことを前提にして、異なる事実が確定したものと いうことはできない。

したがって、この点に係る請求人らの主張は採用できない。

#### (2) 本件土地の相続税の課税価格に算入すべき価額について

本件土地については、相続開始時において既に時効期間が経過しており、相続人にとっては、所有権を確保すべき攻撃防御方法がないために、相手方に時効を援用されれば所有権の喪失を甘受せざるを得ない状態の土地であることが本件判決の確定によって明らかとなったところ、このような状態の土地は、相続人が所有権を確保しようとすれば、時効を援用する相手方に対し、課税時期現在における当該土地の客観的交換価値に相当する金員の提供を要するのが一般的である土地ということができるから、そのことを価額に影響を与える要因として考慮すると、土地の価額と提供を要する金額が同額であるから、結局のところ、その財産の価額は零円になると理解す

#### るのが相当と認められる。

(3) 以上によれば、本件判決は、本件規定にいう判決に該当し、それにより納付すべき税額が過大であったことになるから、本件通知処分は、違法となり、いずれもその全部を取り消すべきである。

# Ⅱ. 更正の請求/同族会社貸付金に消滅時効(棄却)

(課税財産の認定/貸付金等)被相続人が同族法人に対して有していた債権は、 消滅時効の完成により消滅していたとはいえず、被相続人に帰属するものと認定した 事例(**平7-08-30相続開始**に係る相続税の更正の請求に対してされた更正をす べき理由がない旨の通知処分・**棄却・**平14-04-10**裁決**)

【裁決事例集第63集495頁】TAINS **J63-4-27** 

#### 判断

本件は、相続開始の時において、本件債権が被相続人の遺産に含まれるものとして存在したか否かに争いがあるので、審理したところ、以下のとおりである。

#### (1) 認定事実

#### イ 事実

- (イ) 昭和46年5月25日付「合資会社〇〇〇定款」は、無限責任社員及びその職務 について次のとおり定めていること。 以下省略略
- (ロ) **平成10年4月期のEの法人税の確定申告書に添付された勘定明細書**に、J(代襲相続人)に対する**長期未払金**18,421,394円、Jからの**長期借入金**8,894,000円と記載されていること。
- (ハ) 上記(ロ)について、X(税理士事務所の職員)は異議調査担当者に「被相続人に対する長期未払金及び被相続人からの長期借入金を相続人J名義に振り替えて、平成10年4月期の勘定明細書に記載し、法人税の確定申告書を作成したものである。」旨申述していること。
- (二) 平成11年4月期のEの法人税の確定申告書に添付された勘定明細書に、Jに対する長期未払金及びJからの長期借入金の記載はなく、債務免除益27,315,394円が損益計算書の特別損益の部の特別利益に記載されていること。
- ロ M及びJは、当審判所に対し、本件債権に関して次のとおり答述している。

- (イ) 被相続人からの長期借入金につき金銭消費貸借契約書等、その借入れを証する書類は存在しないし、発生原因も分からないこと。
- (ロ) 被相続人に対する長期未払金の発生原因は、Eの店舗建設の際の借入金を被相続人が個人的に支払っていたことなどの何らかの立替払いや法人設立時の引継ぎによるものと思われること。
- (ハ) 長期未払金及び長期借入金を平成10年4月期に、勘定明細書上、被相続人からJへ名義変更したのは、単に死亡した者の名義で帳簿上に残しておくのはおかしいと思ったからにすぎないこと。
- (二) 本件調停申立事件には、主にK(Jと同じ代襲相続人)が出席し、M(相続開始 当時の代表社員)は調停が成立したときに一度だけ出席をしていること。
- ハ 本件調停申立事件における申立人の代理人e弁護士及び相手方の代理人f弁護士は、当審判所に対し、本件債権の消滅時効に関して次のとおり答述している。
- (イ) 時効の起算日については具体的な証拠はないが、本件債権が昭和53年頃から帳簿に記載されていたということから、昭和53年としたこと。
- (ロ) 本件債権の時効完成期間については、10年ではなく5年であるとも考えられるがとりたてて議論はせずに、時効完成は10年を経過した昭和63年としたこと。
- (ハ) 時効の援用については、Eの代表社員であるMが本件調停の中で援用したこと。

## (2) 本件債権の存否

イ 債権は、一定の期間(通常の債権の時効期間は10年間)、債権者が権利不行使の状態を継続すること(時効の完成)によって消滅(民法第167条)し、時効の効力は時効期間の起算日に遡る(同第144条)が、その効果は当事者の時効の援用(同第145条)によって確定すると解されている。

また、時効は、債権者に対して債務者が債権の存在を認識している旨を表示する「承認」という中断事由(民法第147条)の発生により、既に経過した時効期間は無効になるものと解されている。

ロ ところで、**請求人は**、本件調停申立事件における調停条項1の(6)を理由に、同事件において時効が援用され、時効の効力がその起算日に遡るから相続開始の時においては**本件債権は消滅し存在しないと主張**する。

しかしながら、Eは、上記1の(3)の二のとおり、平成3年4月期から平成9年4月期まで毎期継続して法人税の確定申告書に添付された勘定明細書に本件債権を明記していること、これに対し、被相続人は、上記1の(3)のは及び3の(1)のイのとおり、①本件債権が発生した時期及び請求人が時効の起算日とする昭和53年頃は、いずれも被相続人はEの代表社員の地位にあり、さらに、②平成7年7月25日に退社するまで、毎期、業務執行社員としてEの決算書類の作成に関与し、その内容も承知し得る地位にあったこと、しかも、③Eの社員はすべて親族によって構成され、経営されてき

たことが認められるから、このような事情の下では、被相続人とEとの間では毎期、決算書類の作成によって本件債権の存在が相互に確認され、これによりEは自己の債務を承認する事実行為を行ったものと認めるのが相当である。

そうすると、本件債権にかかる時効は、少なくとも、毎期、決算書類の作成により中 ・断されており、また、本件債権は1年の短期消滅時効に係るものではないことは明らか であるから、相続開始の時において本件債権の消滅時効はその要件を満たしておら ず、本件債権の消滅時効は完成していないことになる。

また、請求人は、調停条項の1の(6)を理由に本件債権は消滅時効により消滅した 旨主張するが、調停において、当事者は、当事者の自由意思により任意に、真実の権 利関係とは異なる権利関係を進めることができるから、相続開始後、各相続人間にお いて成立した調停において、本件債権は消滅時効により消滅し、Eに対する請求権が 存在しない旨各相続人間で確認している事実をもって、本件債権が消滅時効により 消滅して相続開始時には存在しないと認めることはできない。

したがって、本件債権は相続開始の時において消滅時効によって消滅し、存在しないとする請求人の主張には理由がない。

業績推移												
										(単位: 7	f円)	
	売上高	粗利益	粗利益率	所得金額	償却額	営業C/F	被相続人借入金	役員給与	内訳			備考
	(単位:百	万円)	•	1	償却不足額			合計	黒塗り(多分 代表者)	妻	母	
平成13年8月期	198.8	42.8	21.5%	△ 2,295		△ 295	22,659	18,000	9,600	7,200	1,200	
					3,012							
14年	184.7	40.0	21.7%	△ 1,751	179	△ 1572	19,993	18,000	8,600	7,200	1,200	
					2,820							
15年	173.0	38.3	22.1%	358	0	358	17,328	15,800	8,500	6,100	1,200	
					2,849							
16年	179.1	33.6	18.8%	△ 15,120	285	△ 8235	30,904	14,000	7,600	6,200	1,200	特損 (建物除却)
					4,837							6600千円
17年	186.3	33.7	17.9%	△ 3,706	0	△ 3706	28,478	12,100	7,200	4,800	100	
					6,417							
18年	176.7	30.7	17.2%	△ 7,657	0	△ 7657	31,052	12,000	7,200	4,800		
					6,417							
19年	171.2	27.0	15.8%	△ 11,883	380	△ 11503	28,625	8,400	4,800	3,600		
					5,837							
20年	170.1	29.8	17.5%	△ 10,171	393	△ 9778	37,398	8,400	4,800	3,600		
					6,136							
21年	158.3	27.0	17.1%	△ 8,301	0	△ 8301	36,560	5,700	4,800	900		
					8,084							
22年	149.4	24.0	16.1%	△ 8,412	0	△ 8412	46,541	4,800	4,800			22年1月5日相続開始
					8,227							
7年間の累計				△ 65,250		△ 57592						
23年	146.5	27.0	18.4%	△ 6,661	0	△ 6661		4,800	4,800			
					8,434							
24年	135.2	22.1	16.3%	△ 17,663		△ 7899		1,500	1,500			債務免除前
					0							
数字は一部推定	を含む											

経常利益の推移	多(償却費の一部計上分	と全部計上分) (単位	: 千円)
	一部計上経常利益	一部計上減価償却費	全部計上再計算後の経常利益
		<b>賞却不足額</b>	
平成13年8月期	2,285	99	△ 110
		2,395	
14年	1,787	281	△ 50
		1,837	
15年	330	63	△ 1,407
		1,737	
16年	△ 8,493	675	△ 12,099
10++	△ 0,493		∠ 12,099
17年	^ 2.722	3,606	A 0 211
17年	△ 3,723	144	△ 8,311
10/5	^ 7.000	4,588	A 11 00 A
18年	△ 7,666	144	△ 11,294
10/5	A 11 004	3,628	
19年	△ 11,904	660 257	△ 14,441
20年	<u> </u>	673	△ 12,831
204	∠ 10,103	2,646	∠ 12,031
21年	△ 8,311	80	△ 12,220
21+	△ 0,511	3,909	∠ 12,220
22年	^ <b>Q 122</b>	3,030	△ 11,453
22+	△ 8,423	3,030	∠ 11,455
7年間の累計	△ 58,705		△ 82,649
23年	△ 6,667		△ 9,306
		2,619	
24年	△ 17,684	9,964	△ 11,093
		△ 6,591	
N/1			
数字は一部推足	Eを含む		

純資産額の推移	,					
	<b>&gt;</b>	<b>4</b> / <b>4</b>	(1) X= 1 1=			
	資産	負債	純資産額	減価償却額		修正純資産額
				償却不足額	償却不足額累計額	
平成13年8月期	86,785	37,027	49,758	99		47,363
				2,395	2,395	
14年	81,269	33,368	47,901	281		43,669
				1,837	4,232	
15年	78,125	29,965	48,160	63		42,191
				1,737	5,969	
16年	88,074	55,133	32,941	675		23,366
				3,606	9,575	
17年	79,714	50,562	29,152	144		14,988
				4,588	14,163	
18年	80,268	58,852	21,416	144		3,825
				3,628	17,791	
19年	76,465	67,024	9,441	660		△ 10,887
				2,537	20,328	
20年	81,806	82,621	△ 815	673		△ 23,780
				2,648	22,974	
21年	76,338	85,535	△ 9,197	80		△ 36,080
				3,909	26,883	
22年	77,424	95,115	△ 17,691	0		△ 47,604
				3,030	29,913	
23年	78,651	103,101	△ 24,450	0		△ 56,982
				2,619	32,532	
24年	76,166	71,855	4,311	9,964		△ 21,630
				△ 6,591	25941	
修正純資産額は	、償却不足	・ と累計額を担	空除した場合	の純資産額	<u> </u>	
相続開始は、平成22年1月5日						
24年負債額は被	と 相続人から	っ相続した俑	告入金(46,5	515千円)の	) 債務免除 <i>都</i>	<b>あり</b>
24年償却不足額						
数字は一部推定		-			-	

借入金の推移					
				(単位:升	-円)
	借入金残高合計	銀行	被相続人?	不明(黒)	妻
平成13年8月期	23,340		22,659	681	
14年	20,777		19,993	784	
15年	18,112		17,328	784	
16年	44,745	13,000	30,904	841	
17年	39,388	10,000	28,478	910	
18年	47,549	7,000	31,052	6,997	2,500
19年	53,615	4,000	28,625	9,989	14,000
20年	68,950	6,929	37,398	7,123	17,500
21年	74,302	5,077	36,568	10,257	22,400
22年	85,390	4,225	46,541	12,224	22,400
23年	93,312	3,373	46,516	21,023	22,400
24年	59,518	2,521	0	34,597	22,400
被相続人?から	被相続人?から平成21年11月30日に10,000借入				
平成24年被相続人?の借入0は、相続した債権を放棄					
数字は一部推定を含む					

# 第4章 まとめ

TAINS コート	判決·裁決	債務者	判断	備考
Z266-12786	判決	同族会社	棄却	経営破綻していない
F0-3-509	裁決	同族会社	棄却	債務超過ではない
F0-3-160	裁決	同族会社	一部取り消し	債務超過に一考察あり
F0-3-499	裁決	同族会社	棄却	相続後の和解は無関係
Z257-10808	判決	同族会社	棄却	相続後の解散は無関係
F0-3-135	裁決	同族会社	一部取り消し	解散等が確実と見込まれる
F0-3-156	裁決	?法人	棄却	相続開始後の和解は無関係
J64-4-33	裁決	息子	一部取り消し	返済困難と見込まれる
F0-3-284	裁決	個人	一部取り消し	返済に 100 年かかる
J88-4-17	裁決	個人	一部取り消し	著しい債務超過
F0-3-041	裁決	?法人	一部取り消し	債権に経済的価値はない
F0-3-589	裁決	同族会社	全部取消し	貸付金は存在しない
Z259-11150	判決	法人	棄却	債権譲渡差額の損金不算入

# 1. 財産評価基本通達(以下「評基通」という)205の解釈

#### (1) 本文の解釈

前項の定めにより貸付金債権等の評価を行う場合において、その債権金額の全部 又は一部が、課税時期において次に掲げる金額に該当するとき**その他**その回収が 不可能又は著しく困難であると見込まれるときにおいては、それらの金額は元本の 価額に算入しない。(平12 課評 2-4 外・平28 課評2-10 外改正)

#### ① 債権金額の全部又は一部の解釈

全部又は一部と記述されているが、これは、205(1)の要件に該当する場合には、全部、(2)の切捨てられる部分の債権の金額等及び(3)の(2)に掲げる金額に準ずる金額と読むべきであり、この債権はいくらと評価したから、その評価額が相続財産となると読むことは出来ない。

② その他その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき

その他の後に「の」がないので、前文の「課税時期において次に掲げる金額に該当するとき」と並列的(同視出来る)な要件が必要となる。

「の」の字については、通常次のように解釈されている。

#### <法人税法 22 条第 3 項>

二 前号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用

法人税法上は、販売費、一般管理費は「その他の費用」の例示であり、「費用」に 該当すれば、その金額は全て損金の額に算入される。

#### <所得税法 37 条第 1 項>

必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費**その他**これらの所得を生ずべき業務について生じた費用

販売費、一般管理費は「その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用」 の例示ではなく、この文言に合致する費用は、販売費、一般管理費と並列的に必要 経費の額に算入されることとなる。

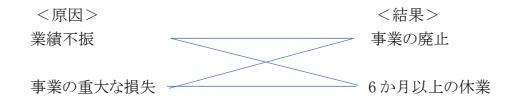
評基通 205 も「の」がないので、必要経費の規定と同様に、205 の(1)から(3)と同視できるような要件が必要となる。

#### (2) 評基通 205(1)の要件について

評基通 205(1)については、「貸付金債権等の金額」となっており、そのカッコ書きで、 「質権及び抵当権によって担保されている部分の金額を除く」となっているため、全額 が対象となっていると思われる。

イが手形交換所の取引停止処分、ロからホについては、決定・命令となっており、客観的に明らかな事象が対象である。

へは、上記イからホとは異なり、事実関係を要件としている。



と解釈が可能であり、要件は業績不振又は事業の重大な損失、その結果が事業の 廃止または6か月以上の休業となる。

この要件及び結果は「又は」で繋がっているので、いずれかの要件でいずれかの結果となれば 205 が適用され、貸付金債権等の金額の全額について 205 が適用されることとなる。

# (3) 評基通 205(2)の要件について

評基通 205(2)は 205(1)に至らなくても、更生計画認可の決定等は裁判所の判断であり、債権者集会の協議もある程度の客観性が担保されているとして、その決定があった場合には、その決定により切り捨てられる部分の債権の金額及び 5 年を超える長

期棚上げ金額部分について205の適用を認めるものである。

#### (4) 評基通 205(3)の要件について

当事者間の契約により債権の切捨て、棚上げ、年賦償還等が行われた場合において、それが金融機関のあっせんに基づくものであるなど真正に成立したものと認めるものであるときにおけるその債権の金額のうち(2)に掲げる金額に準ずる金額

**当事者間の契約であっても「金融機関のあっせんに基づくものであるなど」**の場合は 205 の適用対象となる。

この場合において**「など」**となっているので、金融機関のあっせんに限らないこととなる。ただし、「など」に何が当てはまるかは不明である。

#### 2 判決文と通達の記述

納税者の主張を退けた(棄却した)判決文には、しばしば、次のような文言がある。

「その他その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」とは、通達上、貸付金債権等の評価は、原則として元本の価額と利息の価額との合計額により(通達204)、「次に掲げる金額に該当するとき」すなわち通達205(1)ないし(3)に定める場合はその例外とされているとともに、上記文言が、「次に掲げる金額に該当するとき」に続けて並列的に定められていることからすると、上記の「次に掲げる金額に該当するとき」と同視できる程度に債務者が経済的に破綻していることが客観的に明白であり、そのため、債権の回収の見込みがないか、又は著しく困難であると客観的に認められるときをいうものと解するのが相当である。と記述されている。

通達 205 は、(1)から(3)において客観的な事情を列記している。

私見では、(1)から(3)のような客観的な事情に該当しない場合に備えて、(1)から(3) のような客観的事情が備わっていなくても、「その他その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」と規定し(1)から(3)の客観的事情と並列的に同視出来る程度の事実(債務超過や赤字経営、返済資金の枯渇、将来における経営判断)により本通達が適用されるべきであると考える。

客観的とは何かという説明はないし、通達にない文言が棄却根拠となっているのも 理解できない。

元々、客観的に立証(205(1)から(3)に該当するような場合)することが困難である 事象について、事実(債務超過、赤字業績等。これらについては客観的立証は可能) を積み上げてその結果が「その他その回収が不可能又は著しく困難であると見込ま れるとき」となるのではないか。

#### 3 債務超過について

(1) 債務超過に対する国税不服審判所及び裁判所の判断

同族会社に対する貸付金債権については、単なる債務超過や、債務超過の状態が継続している場合であっても、直ちに事業経営が破綻するわけではなく、このような状況でも事業を継続している企業は多数存在するとして、**債務超過と事業の継続性は直接関係しないというスタンスを採っている**。

現況で債務超過であったとしても回復不能ではないと認定されている。

さらに、債務超過の判断については被相続人及び請求人からの借入金等を除いた場合には債務超過とならないという判断が散見されるが、平成18年2月1 6日裁決 (TAINS コード FO-3-160)のように、被相続人及び請求人らが、同社の同族関係者であることのみを理由として、被相続人及び請求人らからの借入金等を同社の債務から除く合理的な理由は見当たらない。という判断もある。

また、会社の負債のほとんどが同族関係者からの返済時期の定めのない無利子の借入れによるものであれば、継続経営は可能であり、回復不能な欠損企業であったとまでは認められないという結論となっている判断が多いが、平成 14 年 11 月 28 日裁決(TAINS コード J64-4-33)のように、債務の履行について期限の定めのないときは、債務者は履行の請求を受けた時が一般的に履行の期限となるのであり、原処分庁が主張する返済期限及び返済方法等の定めがないことをもって、回収が不可能な金額の算定をすることができないとはいえない。という判断もある。

# (2) 債務超過となるか否かの判断(平28-12-12裁決:棄却) TAINS コード F0-3-509(P14)

資産の中に宅地あり。倍率方式倍率 1.1 平成 23 年固定資産税評価額 47,260,981 円。近隣の地価公示からの評価額 60,442,788 円

国税不服審判所は、倍率方式による相続税評価額ではなく、この 60,442,788 円を 採用して、債務超過に当たらないとし、205 の適用なしと判断した。

## (3) 個人に対する貸付金債権

債務者が個人の場合には、法人と異なり、年齢、寿命、収入、現況が、ある程度の判断要素とされている場合がある。

所得がほとんど見込めない高齢者に対する債権については、通達 205 が認められる 余地があると思われる。

① 平成19年6月29日裁決:一部取消し) 【大裁(諸)18-96】 TAINS コード FO -3-284(P24)

債務者は、900 万円程度の経常的収入を得ているが、この収入の全額を本件貸付金の返済に充てたとしても、返済完了までには100年ほどの期間が必要となり、更にこの間の最低生活費等を考慮すると、返済完了までの期間が更に長期化することとなることから、■■■■等の経常的収入があることをもって返済能力があるとは認められな

V 10

債務超過の状況であったことからすると、当該手形上の権利を行使することによって、 本件貸付金を回収することは著しく困難であったと認められる。

② 平成 24 年 9 月 13 日裁決:一部取消し【国税不服審判所ホームページ】 TAINS コード J88-4-17 (P25)

債務者が個人である場合には、債務者の債務超過の状態が著しく、その者の信用、才能等を活用しても、現にその債務を弁済するための資金を調達することができないだけでなく、近い将来においても調達することができる見込みがない場合も含まれると解される。

H(債務者)は、平成18年分ないし平成20年分の市民税の課税実績はない。

当審判所の調査の結果によってもH名義で返済原資となるような預金を保有していた事実は認められない。

このような資産状況等であるにも関わらず、Hは、少なくとも合計100,000,000円程度の被相続人からの借入金を有していたというのであるから、Hは著しい債務超過の状態にあったと判断するのが相当である。

Hはその収入及び資産からみて被相続人からの少なくとも100,000,000円程度も残っている借入金を返済するための資金を調達することは極めて困難であるということができる。

本件催告書を受け取った平成17年2月以降、Hは被相続人に対して借入金の一部でも返済した事実は認められず、また、被相続人もHに対して貸付金の返済を受けるための何らかの手続(強制執行手続)を採った事実が認められないことからすると、Hに弁済能力がないことを被相続人も認識していた様子がうかがわれる。

以上のことからすると、Hは、本件相続開始日においては、上記のとおり著しい債務 超過の状態にあって、現に被相続人に対する債務を弁済するための資金を調達する ことができないのみならず、近い将来においても調達することができる見込みがないと いうべきである。

#### 4. 赤字経営について

#### (1) 赤字経営に対する裁判所等の判断

赤字経営が続いており、回復の兆しはないとの納税者の主張については、赤字経営であっても日本の中小企業のほとんどは赤字経営である。**赤字経営は特別なことではない**と判断される。

決算書上、経常損益が赤字になったり、純資産額が債務超過状態になったとしても、 直ちに事業経営が破綻するわけではなく、このような状況でも事業を継続している企 業は多数存在するとして納税者の主張を退けている判断が多い。

# (2) 経営者にとっての赤字決算

経営者自身の持てる限りの能力を駆使した結果、赤字決算となるのであって経営者 自身が、赤字経営・赤字決算を望んでいるはずもない。

何とか赤字決算を回避しようと全ての改善可能性を模索するのが経営者である。

# (3) 赤字経営の様態

#### ① 一時的な赤字

創業者の勇退による多額の役員退職金の支給、不良資産(債権を含む)の処分、リストラによる退職金等の支給などは、一時的な赤字であり、その多くは翌期以降の業績により補填可能である。

#### ② 構造的な赤字経営

上記①以外の赤字であり、その要因は一つではなく複合的な要因が考えられる。

社会構造の変化により取り残された業種、社会構造の変化により有望な業種とみなされた場合の過当競争(新規参入企業過多)、過重な設備投資による設備投資時期とその設備の稼得収益計上時期の著しいタイムラグ又は設備投資の失敗、返済資金の枯渇、主たる取引先の業績不振、同一業務に対する人件費等のコストの増大など大変多くの要因があり、その要因の内容を正しく分析し現況を判断する必要がある。

#### ③ 創業者の勇退・死亡

創業者の退職、死亡により、業績改善が望めない「赤字経営」となる場合も少なくない。

創業者のカリスマ性により業績を維持・発展させていたような企業は、創業者の死亡により、業績を維持することが出来ず、赤字決算の長いトンネルに入ってしまう可能性を否定できない。

この赤字決算についての回復可能性は非常に厳しくなる場合が多い。

創業者の死亡により赤字決算となった場合には、その将来においての回復可能性を正確に把握し205の適用を考える必要がある。

すなわち、創業者の生前決算が黒字決算であろうとも、上記のような可能性があることを認識する必要がある。

#### 5. 相続開始後の和解・解散等

相続開始から和解・解散等が行われるまでの期間が問題となるが、**相続開始時点において、相続開始後の和解等の実行確実性が問題**となる。

原則として、相続開始後の法律行為は、否認される可能性が高い。

相続開始時点において、解散・倒産の潜在要素がどのくらいあったか否かが問題と

なる。

ただし、判決・裁決ではほとんどの場合、棄却されている。

#### (1) 相続開始後に訴訟上の和解があった場合(棄却)

(平成28年7月25日裁決) 【大裁(諸)平28-4】 TAINSコードF0-3-499(P16) 相続財産の評価の基準時は相続開始時であるから、本件和解において、■■■ 5の支払能力を考慮し、本件貸付金債権に対する実際の弁済額が10,000,000円に減縮されたことや、■■■ 5は、本件和解において定められた分割金の支払も滞りがちであったことなどの相続開始後に生じた事情が、本件貸付金債権の価額の算定に影響を及ぼすものとはいうことができず、請求人らの主張は採用することができない。

#### (2) 相続開始後の解散(棄却)

千葉地裁平成19年10月30日判決【税務訴訟資料 第257号-199(順号10808)】【貸付債権の評価/相続開始後に解散があった場合】TAINS コード Z257-10808 (P16)

平成14年9月24日に開始した相続で、平成16年6月末に廃業し、同年7月5日、株主総会の決議により解散したが、同社は、それまでに広告宣伝費まで投入して事業を続け、少なからぬ事業収入を得ていたのであるから、相続開始時点において同社の廃業(清算)が決定されていたという事実は認めることができない。

高裁棄却確定

#### 6. 債務者が法人の場合

法人とは継続企業を前提とし、**現況が如何に厳しくても、業績が改善する可能性を全く、否定することは出来ない。** 

このため、債務者が法人(特に同族会社)の場合にあっては、**債務超過、継続赤字、業績の回復可能性等を判断材料**としても、通達 205 における「その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」と判断されるのは困難となっている。

しかし、法人にも倒産・解散・経営破綻のように、寿命が尽きる場合があり、必ずしも、 果てしなく存続できるとは限らない。

#### 7. 金融機関への返済遅延

本稿で取り上げた事件においては、**金融機関への返済は借入時の約条通り**に行っている事例が散見される。

金融機関からの借入金の返済が滞っている場合や遅延している場合は、「その他その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」を立証する有力な手段と考え

ることも可能であると思われるが、実態は、金融機関への返済を行うために同族関係 者から借り入れを行うというパターンが多く存在する。

元々、同族会社は金融機関からの借り入れに際して、同族関係者の資産を担保の 用に供したり、個人補償するのが通例であるので、金融機関への返済が滞ると思われ る場合で、潤沢ではないにしろ自己資金がある場合には、金融機関の借入金を個人 借入金に「借り換える」ことは経済行為としては説得力があると思われる。

しかし、**課税庁の主張として、金融機関にはキチンと返済しているのだから被相続 人からの借入金についても返済可能性を否定できない。という主張**が行われるのも事 実である。

個人借入金よりも金融機関からの借入金の方が、その法人にとって正常な経済行為であり、その資金を業務の拡大、設備投資、人的資源の開発・確保に資する方が健全な経営基盤を構築するためには不可欠なものであるという認識を忘れてはならない。

金融機関には約条通りの返済を行っていても、その分以上の個人借入が増加している場合は、健全ではない。

金融機関の借入金を個人借入金に「借り換える」ことは、既に返済不能となる予兆 (確信に近い予兆)であることを認識しなければならない。

金融機関に対して返済は行っていても「約定返済条件の変更(リスケジュール)」しているか否かもポイントとなるのではないか

# 8. 生前の債務免除

乗却された、判例・裁決において、生前に債務免除をしていないので被相続人の意思として回収出来ないものと考えていなかったのではないか?という論法も存在する。 そうであれば、生前に債務免除するという事は、被相続人において回収可能性がないという事の証明になる可能性があるのではないか。

被相続人の生前の債務免除について、課税庁が相続税法第 64 条(同族会社等の行為又は計算の否認等)を適用して否認した事例があるが、裁判所は

「同族会社の行為」とは、その文理上、自己あるいは第三者に対する関係において 法律的効果を伴うところのその同族会社が行なう行為を指すものと解するのが当然で ある。そうだとすると、同族会社以外の者が行なう単独行為は、その第三者が同族会 社との間に行なう契約や合同行為とは異って、同族会社の法律行為が介在する余地 のないものである以上、「同族会社の行為」とは相容れない概念であるといわざるをえ ない。と判断した。

浦和地裁 昭和56年2月25日判決 TAINSコード Z116-4744(P39)

#### Ⅳ. 結 語

本稿において取り上げた事例のほとんどは、棄却された裁決や判決を題材としてい

る。

結局、課税庁(国)が主張する「債務者の資産状況及び営業状況等が破綻していることが客観的に明白であって、その債務者に対して有する貸付金債権等の回収の見込みのないことが客観的に確実である」というハードルを越えることが出来ないためである。

# 1. 同じ事実を判断材料としている。

欠損金額、債務超過額、欠損となった期間などは納税者が主張する根拠とする事 実と課税庁が主張する事実及び裁判所等が判断する事実は数字として表示された資料を基として記述されている。

同じ数字を基に判断しても、結論が異なることとなる。

被相続人が貸し付けた金銭は間違いなく相続財産であり、その財産を引き継いだ相 続人等は出来る限りの回収努力をした結果、回収不能と判断し、課税庁が数字だけを 資料として判断するのとは異なる。

納税者にとって、これらの数字は金銭であり、課税庁にとっては単なる数字である。

#### 2. 債権額を評価しての争い

評基通 205 は、貸付金債権等の元本価額の範囲を定めた規定であり、いくらで評価 するという規定ではない。

よって、納税者の主張として「その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」に該当するとして争う場合には、その全額が不可能・困難として主張すべきである。

#### 3. 趣旨解釈・拡大解釈と文理解釈

評基通 205 の基本的な解釈は、前記、福岡地裁で説明されているように、貸付金債権等の評価方法について、通達205自体が例外的な場合を規定していることに加え、「その他その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」が、同(1)ないし(3)の各事由と並列的に規定されていることからすれば、同各事由に比して、特に要件を緩和する趣旨で規定されたものであるとは考え難い。と判示されている。

よって、評基通をこう解釈すると 205 の適用を受けることが出来る的な主張よりも、このような事実があるので 205 に該当する。との主張を行う必要がある。

# 4. 法人の場合、個人の場合

債務者が法人である場合と個人である場合の違い

項目	法 人	個 人
金銭消費貸借契約書	なし(ありの場合も)	あり
返済期限	なし(ありの場合も)	あり
返済期間(寿命)	無限?	寿命との関係あり
借入回数	原則複数回	1回
弁済	なし(一部ありの場合も)	なし
金融機関への返済	あり	不明
債務超過	あり。ただし、被相続人 (及び同族関係者)から の借入金を除くと債務超 過にならないという課税 庁の主張もある	あり
時効	なし?毎年の決算書及 び科目明細書に表記さ れることにより、その都度 時効は中断されている。	あり
判断基準	相続開始日の現況	将来の返済能力も考慮
相続開始後の事情	ほとんど考慮されない	不明
判決文	通達205に定める回収が 著しく困難であると見込 まれるときとは、相続開始 時において、通達205に いう「次に掲げる金額に 該当するとき」と同視でき る程度に債務者が経さ る程度に債務者が経さ を観的に明白であり、そ のため、債権の回収の見 込みがないか、又は著し く困難であるとき 認められるとき	通達205に定める回収が 著しく困難であると見込まれるときとは、その返済能力については、そのあ者の所得の状況はもちろん、その者の所得の情報を行った。現にその資金を調達することができないのようでも、近いも調達することができないと認められる場合。

#### 最後に

いうまでもなく、相続税の課税対象は法人税・所得税のような所得金額ではなく、相続・遺贈により取得した財産である。

よって、相続税課税対象財産は、当然に担税力を有するものでなければならない。 貸付金債権についても、相続開始後において回収されれば担税力を有することと なるが、相続開始時において不良債権化しており回収がおぼつかいない債権に担税 力があるとは思えない。

担税力のない財産(財産といえるか否かの疑問もあるが)が相続税の課税対象となってはならない。

現行の通達は、評基通 204 の評価を前提とし、元本価額の例外として評基通 205 がある。

事実に沿って評基通 205 を元本価額から除く規定ではなく、元本価額の評価規定とし、回収可能額を除き 204 の元本の価額には含まれないと改正されることを望むものである。

# オマケ

# 貸付金債権の相続財産該当性を検証するを検証する。

小職作成レジュメの「同族会社に対する貸付金債権の相続財産該当性を検証する」 において、課税庁の主張及び国税不服審判所並びに裁判所の判断において、実経 済と必ずしもリンクしていないのではないかという疑問を持ち、本稿を作成した。

# I.企業には寿命は無いのか

人間に寿命があるように、会社にもサイクルがあって、寿命がある。

会社の発生から消滅までは、以下のようなサイクルがある。

創業期→格闘期→成長安定期→安定停滞期→衰退期→消滅期。

これは人間の誕生から死までのライフサイクルにほぼ似た過程となる。

中小企業の寿命は間違いなくあり、毎年、新しい中小企業が誕生している一方で、寿命を終えている中小企業が数多にある。

# 1. 概観

「2000 年代に入り本格化したグローバル経済やイノベーション経済により、ビジネスのサイクルは非常に短く、スピーディーになった。 莫大な利益を生んだビジネスモデルが、数年後には赤字に転落しているケースも珍しくない。 たとえば、かつてお家芸とまでいわれた日本の家電業界がここまでの苦境に陥るなど、10 年前には誰も想像できなかった。」

「スマートフォンの普及によりデジタルカメラが売れなくなった」

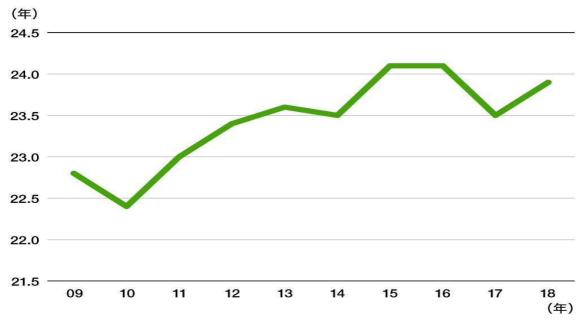
「アメリカではアマゾンをはじめとするインターネット通販の成長により、小売業界が大打撃を受けてる。2017年にはじつに8,000店以上もの大手小売店舗が閉鎖。」

「電気自動車は、既存のガソリン車の三分の一程度の部品数で済んでしまうそうである。また、メンテナンスもそれほど必要としない。そのため、組立・部品メーカーをはじめ、自動車に関わる周辺産業へ多大な影響がある。日本では 550 万人が自動車関連の仕事に就いていると言われているので、相当なインパクトがある。」

こうした地殻変動は小売や自動車に限らず、あらゆる産業に起こり得る。

# 2. 中小企業の寿命

# 倒産した企業の平均寿命の推移



#### 東京商工リサーチ調べ

**nippon.**com

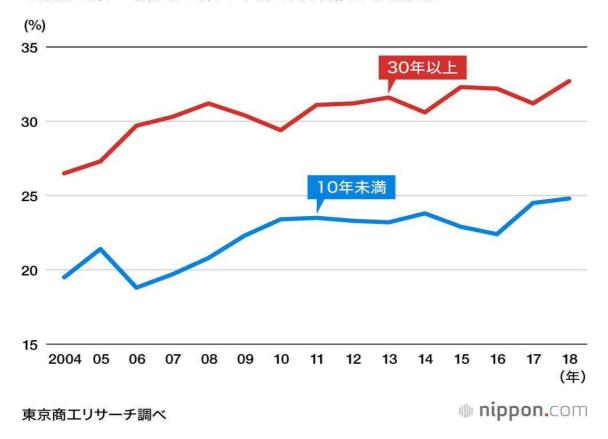
産業別にみると、倒産までの平均寿命が最も長かったのは製造業の 33.9 年、最も短かったのは金融・保険業の 11.7 年で、22 年以上の開きがあった。このほか、長い方では卸売業の 27.1 年、運輸業の 25.9 年、農・林・漁・鉱業の 25.1 年、短い方では情報通信業の 17.5 年、サービス業他の 17.7 年などが目立った。

2018年の倒産企業の主要産業別平均寿命(単位・年)

東京商工リサーチ調べ

業種	倒産までの年数
製造業	33.9
卸売業	27.1
運輸業	25.9
農•林•漁•鉱業	25.1
建設業	24.2
小売業	24.2
不動産業	23.8
サービス業他	17.7
情報通信業	17.5
金融•保険業	11.7

# 老舗企業と新興企業の倒産件数構成比推移



倒産した企業のうち、老舗企業の構成比を産業別にみると、最高は製造業の 57.1% (前年は 52.9%)。次いで卸売業 38.6%(同 36.5%)、農・林・漁・鉱業 37.9%(同 25.8%)の順となった。新興企業の構成比を産業別にみると、最高が金融・保険業の 73.3%(同 44.7%)で、次いでサービス業他 38.1%(同 37.6%)、情報通信業 28.0%(同 27.1%)などの順。

製造業で老舗企業の倒産割合が高いことについて、同社は「小・零細企業は資金繰りに余力が乏しく、人手不足や経営者の高齢化、後継者問題などに対応できない企業の行き詰まりが目立った」としている。新興企業の倒産割合が上昇していることについては「国や自治体が積極的に創業支援を促しているが、計画の甘い経営もある」と説明している。

日本国内における株式会社は、毎年8万社強が誕生している。

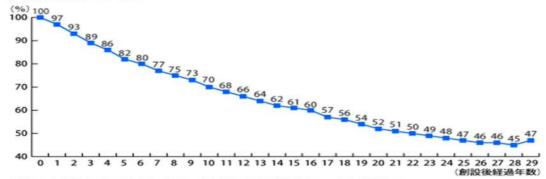
# その一方で、実に、2万5千社もの株式会社がその寿命を終えている。

株式会社の 99%以上が中小企業なので、この数字は中小企業の実態を表している。下表は、法務省統計の登記数の推移である。

	株式会社設立	会社清算	会社破産
平成 27 年	88,803	14,558	9,898
平成 26 年	86,639	14,121	10,805
平成 25 年	81,889	13,500	11,736
平成 24 年	80,862	13,794	12,968
平成 23 年	80,244	13,670	12,843
平成 22 年	80,535	14,683	13,931
平成 21 年	79,902	14,409	14,871
平成 20 年	86,222	18,234	13,247
平成 19 年	95,363	17141	11,301
平成 18 年	76,570	16,549	11,068

上表には経営実態のない会社や休眠会社は含まれていないので、寿命を終える中小企業の実態数はもっと多いと思われるが、この数字からも分かる通り、中小企業の寿命は決して長くない。

#### ● 企業の生存率グラフ



-タバンク「COSMOS2企業概要ファイル」再編加工 出所:中小企業庁。(株)帝国デ

- (注) 1. 創設時からデータベースに企業情報が収録されている企業のみで集計。 2. 1980 ~ 2009年に創設した企業の経過年数別生存率の平均値を取った。 3. 起業後、企業情報がファイルに収録されるまでに一定の時間を要し、創設後ファイルに収録されるまでに退出した企業が存在するため、実際の生存率よりも高めに算出されている可能性がある。

#### 3. 赤字経営

中小企業の赤字経営は全体の70%程度といわれている。

多くの中小企業の寿命が早々に尽きる理由は、「赤字経営を容認している経 営者が多いから」のひとことに尽きる。

何故、赤字経営でも会社が維持できるのだろうか?

# (1) 赤字経営であっても中小企業の寿命に尽きない要因

大きな理由を挙げると、次のような要因が考えられる。

- ① 運転資金を銀行借入で充当している
- ② 減価償却費分の現金が残っている
- ③ 経営者が身銭を切って赤字補てんしている

逆に言えば、銀行借入が停止し、赤字額が減価償却費以上に拡大し(又は 計上出来うる減価償却費が無くなる)、経営者の身銭も底をつくと、会社は倒産 する。

経営者は決して「赤字経営」に満足しているわけでもなく、まして「赤字経営」を 目指しているわけでもない。

相応(本来なら「血のにじむような」の営業努力・経営努力を行っても、結果と して「赤字経営」にならざるを得ない状況が発出する。

#### (2) 赤字経営の様態

# ① 一時的な赤字

創業者の勇退による多額の役員退職金の支給、不良資産(債権を含む)の処 分、リストラによる退職金等の支給などは、一時的な赤字であり、その多くは翌期 以降の業績により補填可能である。

最も、創業者の退職、死亡により、業績改善が望めない「赤字経営」となる場

合も少なくない。

② 構造的な赤字経営

上記①以外の赤字であり、その要因は一つではなく複合的な要因が考えられる。

社会構造の変化により取り残された業種、社会構造の変化により有望な業種とみなされた場合の過当競争(新規参入企業過多)、過重な設備投資による設備投資時期とその設備の稼得収益計上時期の著しいタイムラグ又は設備投資の失敗、返済資金の枯渇、主たる取引先の業績不振、同一業務に対する人件費等のコストの増大など枚挙に遑(いとま)がない

# (3) 内部要因と外部要因

外部要因とは、たとえば、円ドル為替相場、マクロ景気、原油価格、大災害、政府の規制などがあるが、これらの外部要因よりも次のような内部要因によるものが大変を占めている。

- ① 経営者の高慢、経営能力の過信
- ② 社員教育の不備、欠如
- ③ 事業目的・目標・計画性の欠如
- ④ 業界情報の不足と環境変化への対応
- ⑤ 新商品の欠如、技術開発の遅延
- ⑥ 家庭不和、同族経営の弊害
- ⑦ 公私混同、経営哲学の欠如
- ⑧ 決断力・実行力の欠如
- ⑨ 計数管理の不足と勉強不足
- ⑩ ワンマン、反省心の不足

これらの内部要因が最も顕著に表れるのが「同族会社」である。

同族会社は、株主総会の機能が充分ではなく、監査役のチェックもない場合も少なくない。

上記のような理由により構造的な赤字経営となった場合は、そのほとんどが、業績の 復活を模索するより、倒産に至るカウントダウンが始まったと考えることとなる。

# Ⅱ.客観的に明白な状況

#### 1. 判決文と通達の記述

納税者の主張を退けた(棄却した)判決文には、しばしば、次のような文言がある。

「その他その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」とは、通達上、貸付金債権等の評価は、原則として元本の価額と利息の価額との合計額により(通達204)、「次に掲げる金額に該当するとき」すなわち通達205(1)ないし(3)に定める場合はその例外とされているとともに、上記文言が、「次に掲げる金額に該当するとき」に続けて並列的に定められていることからすると、上記の「次に掲げる金額に該当するとき」と同視できる程度に債務者が経済的に破綻していることが客観的に明白であり、そのため、債権の回収の見込みがないか、又は著しく困難であると客観的に認められるときをいうものと解するのが相当である。と記述されている。

通達 205 は、(1)から(3)において客観的な事情を列記している。

私見では、(1)から(3)のような客観的な事情に該当しない場合に備えて、(1)から(3)のような客観的事情が備わっていなくても、「その他その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」と規定し(1)から(3)の客観的事情と並列的に同視出来る程度の事実(債務超過や赤字経営、返済資金の枯渇、将来における経営判断)により本通達が適用されるべきであると考える。

元々、客観的とは何かという説明はないし、通達にない文言が棄却根拠となっているのも理解できない。

# 2. 金融機関への返済遅延

金融機関への返済遅延は「客観的に明白」を立証することが出来るか。

本稿で取り上げた事件においては、金融機関への返済は借入時の約条通りに行っている事例が散見される。

金融機関からの借入金の返済が滞っている場合は、「その他その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」を立証する有力な手段と考えることも可能であると思われるが、実態は、金融機関への返済を行うために同族関係者から借り入れを行うというパターンが多く存在する。

元々、同族会社は金融機関からの借り入れに際して、同族関係者の資産を担保の 用に供したり、個人補償するのが通例であるので、金融機関への返済が滞ると思われ る場合で、潤沢ではないにしろ自己資金がある場合には、金融機関の借入金を個人 借入金に「借り換える」ことは経済行為としては説得力があると思われる。

しかし、課税庁の主張として、金融機関にはキチンと返済しているのだから被相続人からの借入金についても返済可能性を否定できない。という主張が行われるのも事実である。

個人借入金よりも金融機関からの借入金の方が、その法人にとって正常な経済行為であり、その資金を業務の拡大、設備投資、人的資源の開発・確保に資する方が健全な経営基盤を構築するためには不可欠なものであるという認識を忘れてはならない。

金融機関には約条通りの返済を行っていても、その分以上の個人借入が増加して

いる場合は、健全ではない。

金融機関の借入金を個人借入金に「借り換える」ことは、既に返済不能となる予兆 (確信に近い予兆)であることを認識しなければならない。

金融機関に対して返済は行っていても「約定返済条件の変更(リスケジュール)」しているか否かもポイントとなるのではないか

# Ⅲ. 相続開始時点のみでの判断について(担税力との関係を含めて)

相続開始後の状況変化は無関係というけれど

上野事件あり

財産と認識され担税力があるのであれば、貸付金債権の物納は?

順位

物納に充てることのできる財産の種類

#### 第1順位

- ①国债、地方债、不動産、船舶
- ②不動産のうち物納劣後財産に該当するもの

## 第2順位

- ③社債、株式(特別の法律により法人の発行する債券及び社債証券を含む)、証券投資信託又は貸付信託の受益証券
- ④株式(特別の法律により法人の発行する債券及び社債証券を含む)のうち物納劣後 財産に該当するもの

#### 第3順位

(5)動産

# Ⅳ.死因贈与の問題点

死因贈与のよる対処法

死因贈与であれば、法人税課税、株主間の贈与税課税(死因贈与に取得したものとして相続税課税か)は残るが、貸付債権は相続財産から除かれる。

# Ⅴ.経営分析

#### 1.資金繰り

借入金残高を借入金の返済能力(経常黒字+減価償却費)で除せば、返済期間の 算出が可能である。

年間の資金需要と供給可能な資金の計算

経常損益の赤字を超える売り上げがある(P13)は論外 同族役員からの返済時期の定めがない無利息の借入云々も論外

# 2.債務超過・赤字経営の正しい理解

債務超過の状態を解消するには、「頑張って利益を増やす」「出資者を募る」の2つ がある。

一番分かりやすいのは、「頑張って利益を増やす」ことである。稼げる体質に変えていき、これを継続していけば債務超過は解消する。実際、大赤字によって債務超過に陥り、経営破綻した、IAL はその後に復活した。

大幅なリストラを行い、必要なものだけを残し、経営体質を改善したことで大幅な黒字となったのである。

また出資してもらうことでも債務超過を解消できる。社長自ら株を購入しても、他の人に頼み込んで買ってもらっても良い。純資産の部分を増やせば、債務超過を簡単に解消できる。

ただ投資家が現れたとしても、経営状態が同じであれば同様に赤字を垂れ流し、 再び債務超過に陥るだけとなる。純資産のマイナスを解消しても、経営状況に関する 根本的な解決ができていないため、結局のところ最もいいのは「抜本的な改革を断行 し、利益を増やすように仕向ける」ことだといえる。